

法遵守状況の自主点検フォローアップ結果

(法違反等が多く認められる業種における事業者団体による傘下企業
に対する法遵守状況の自主点検結果等の取りまとめ)

回答結果

令和 6 年 1 月 1 8 日
公 正 取 引 委 員 会
中 小 企 業 庁

【目次】

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における 法遵守状況の自主点検結果	
1 法遵守状況の自主点検（概要）	4
2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識	
（1）発注者の立場	5
（2）受注者の立場	6
3 問題につながるおそれのある行為	
（1）「明示的に協議することなく、従来ど おりの取引価格に据え置く行為」①	7
（2）「明示的に協議することなく、従来ど おりの取引価格に据え置く行為」②	8
（3）価格交渉促進月間のタイミングでの価 格交渉等の要請対応	9
（4）「明示的に協議することなく、従来ど おりの取引価格に据え置く行為」①②の 改善等の状況	10
（5）支払遅延	11
（6）減額	12
4 法遵守に向けた社内管理体制	13
5 パートナーシップ構築宣言	15

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方	
（1）総合工事業	16
（2）化学工業	18
（3）鉄鋼業	23
（4）非鉄金属製造業、金属製品製造業	24
（5）はん用機械器具製造業、生産用機械器 具製造業、業務用機械器具製造業、電子 部品・デバイス・電子回路製造業	26
（6）電気機械器具製造業	29
（7）情報通信機械器具製造業	31
（8）輸送用機械器具製造業	33
（9）放送業	37
（10）情報サービス業	39
（11）映像・音声・文字情報制作業	40
（12）道路貨物運送業	42
（13）各種商品卸売業	44
（14）飲食料品卸売業	45
（15）建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	50
（16）機械器具卸売業	53
（17）飲食料品小売業	56
（18）機械器具小売業	59
（19）不動産取引業	63
（20）不動産賃貸業・管理業	65
（21）広告業	66
（22）技術サービス業	67
（23）協同組合	71

**第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある
行為が多く認められる業種（8業種）における法遵守
状況の自主点検結果**

1 法遵守状況の自主点検（概要）	75
2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識	76
3 問題につながるおそれのある行為	
（1） 買ったとき	77
（2） 支払遅延	78
（3） 減額	79
4 法遵守に向けた社内管理体制	80
5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方	
（1） 化学工業	82
（2） 生産用機械器具製造業	85
（3） 輸送用機械器具製造業	88
（4） 放送業	92
（5） 各種商品卸売業	94
（6） 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	95
（7） 機械器具卸売業	97
（8） 協同組合	100

公正取引委員会・中小企業庁

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検（概要）

番号	業種名（注）	回答割合	所管省庁	番号	業種名（注）	回答割合	所管省庁
1	総合工事業	15.1%	国土交通省	17	各種商品卸売業	14.3%	経済産業省
2	化学工業	18.7%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省	18	飲食料品卸売業	16.6%	農林水産省、国税庁
3	鉄鋼業	79.6%	経済産業省	19	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	26.8%	農林水産省、経済産業省
4-5	非鉄金属製造業、金属製品製造業	27.7%	経済産業省	20	機械器具卸売業	13.3%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
6-9	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	17.4%	厚生労働省、経済産業省	21	飲食料品小売業	18.1%	農林水産省、国税庁
10	電気機械器具製造業	12.8%	経済産業省	22	機械器具小売業	17.3%	経済産業省
11	情報通信機械器具製造業	14.8%	経済産業省	23	不動産取引業	6.2%	国土交通省
12	輸送用機械器具製造業	39.1%	経済産業省、国土交通省	24	不動産賃貸業・管理業	7.0%	国土交通省
13	放送業	56.2%	総務省	25	広告業	42.8%	経済産業省
14	情報サービス業	13.9%	経済産業省	26	技術サービス業	14.3%	農林水産省、国土交通省
15	映像・音声・文字情報制作業	16.5%	総務省	27	協同組合	51.0%	農林水産省
16	道路貨物運送業	3.4%	国土交通省	27業種平均		23.1%	-

（注）業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

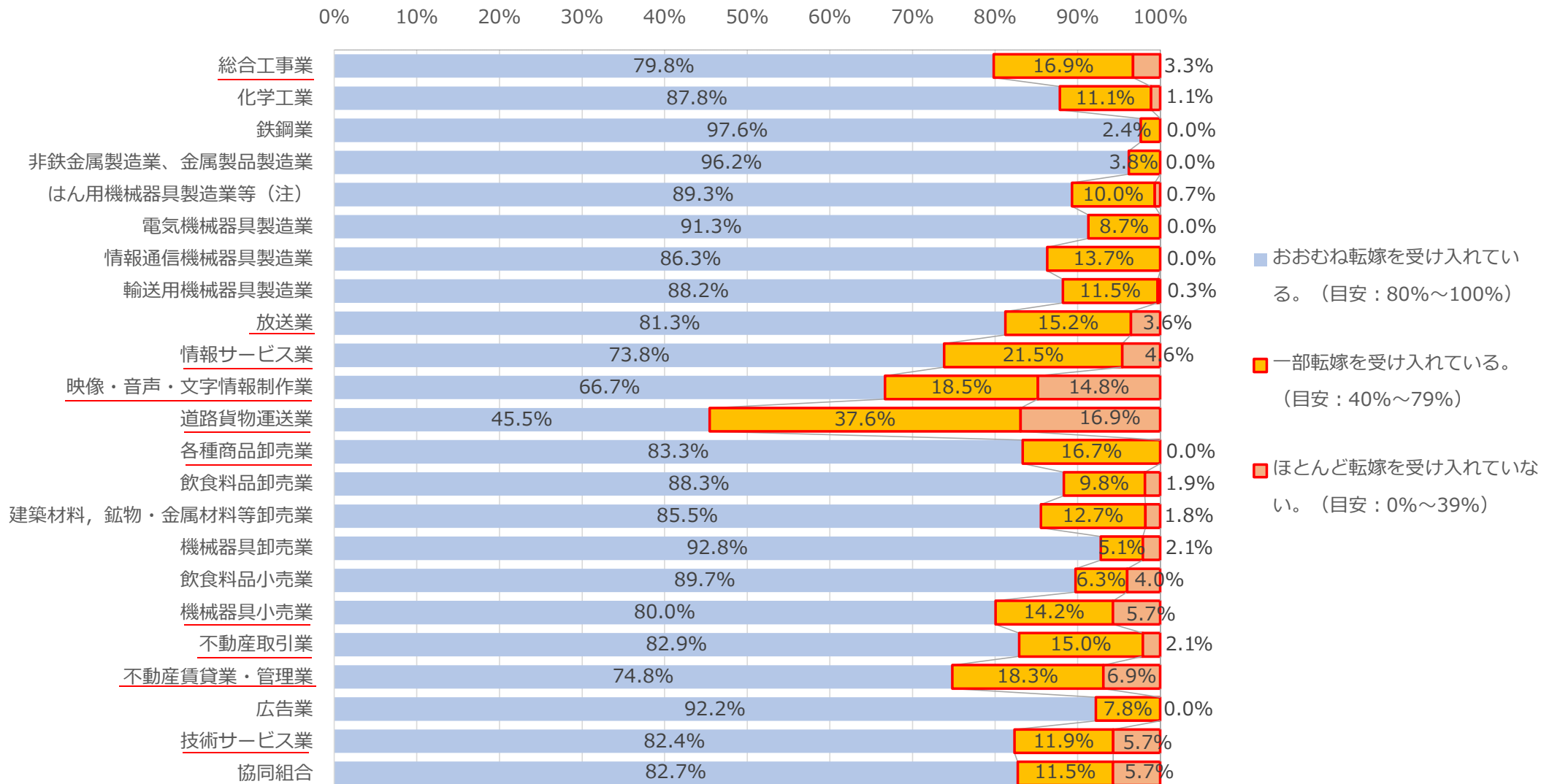
（注）回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

（注）割合（％）の数値については、小数第二位を四捨五入している。以下同じ。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識（1）発注者の立場

問1 発注者の立場において、取引先事業者（発注先）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。



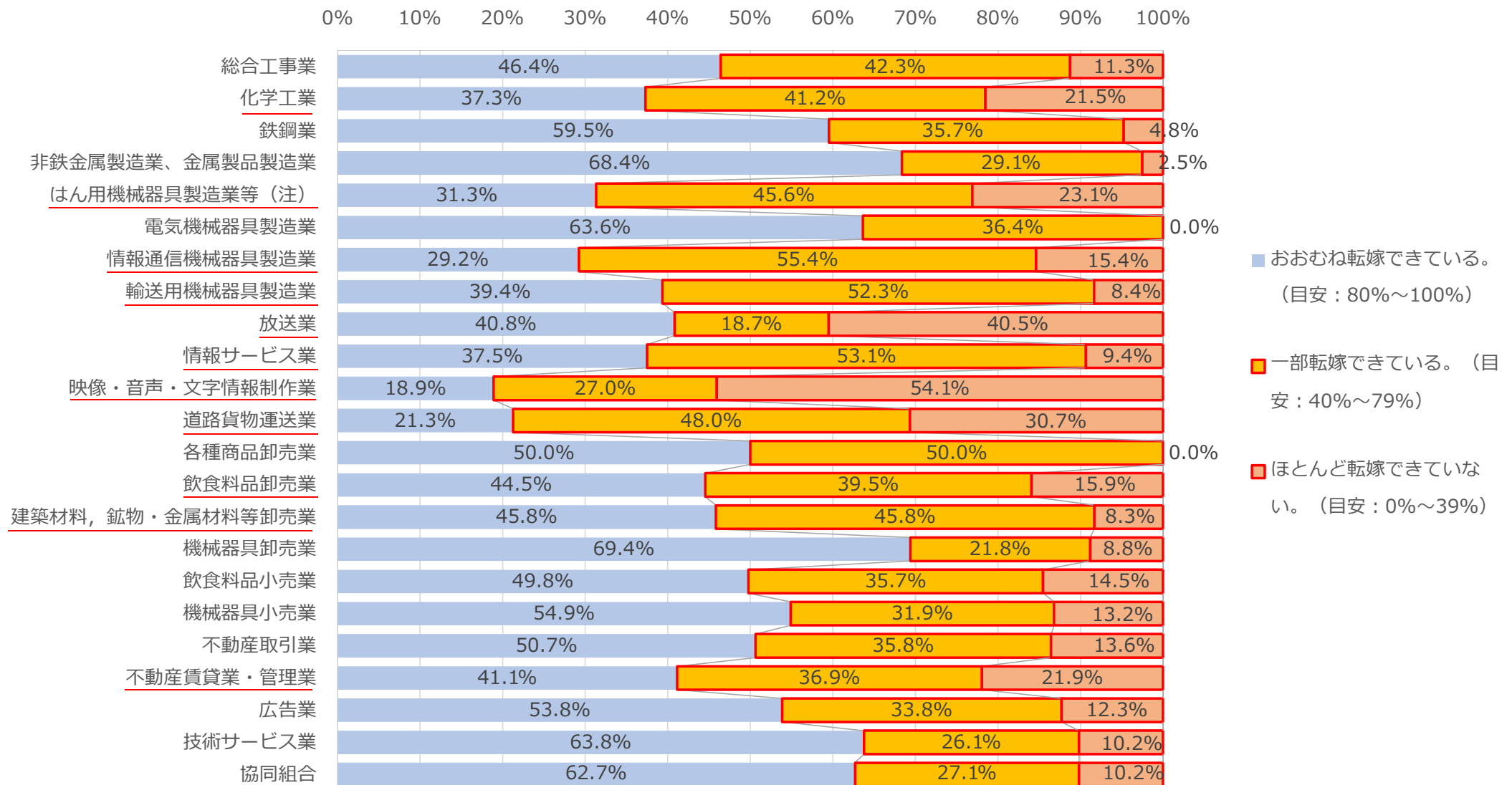
（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

（注）下線は、「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が27業種平均（84.5%）以下の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識（2）受注者の立場

問2 受注者の立場において、取引先事業者（発注元）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。



(注) 「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

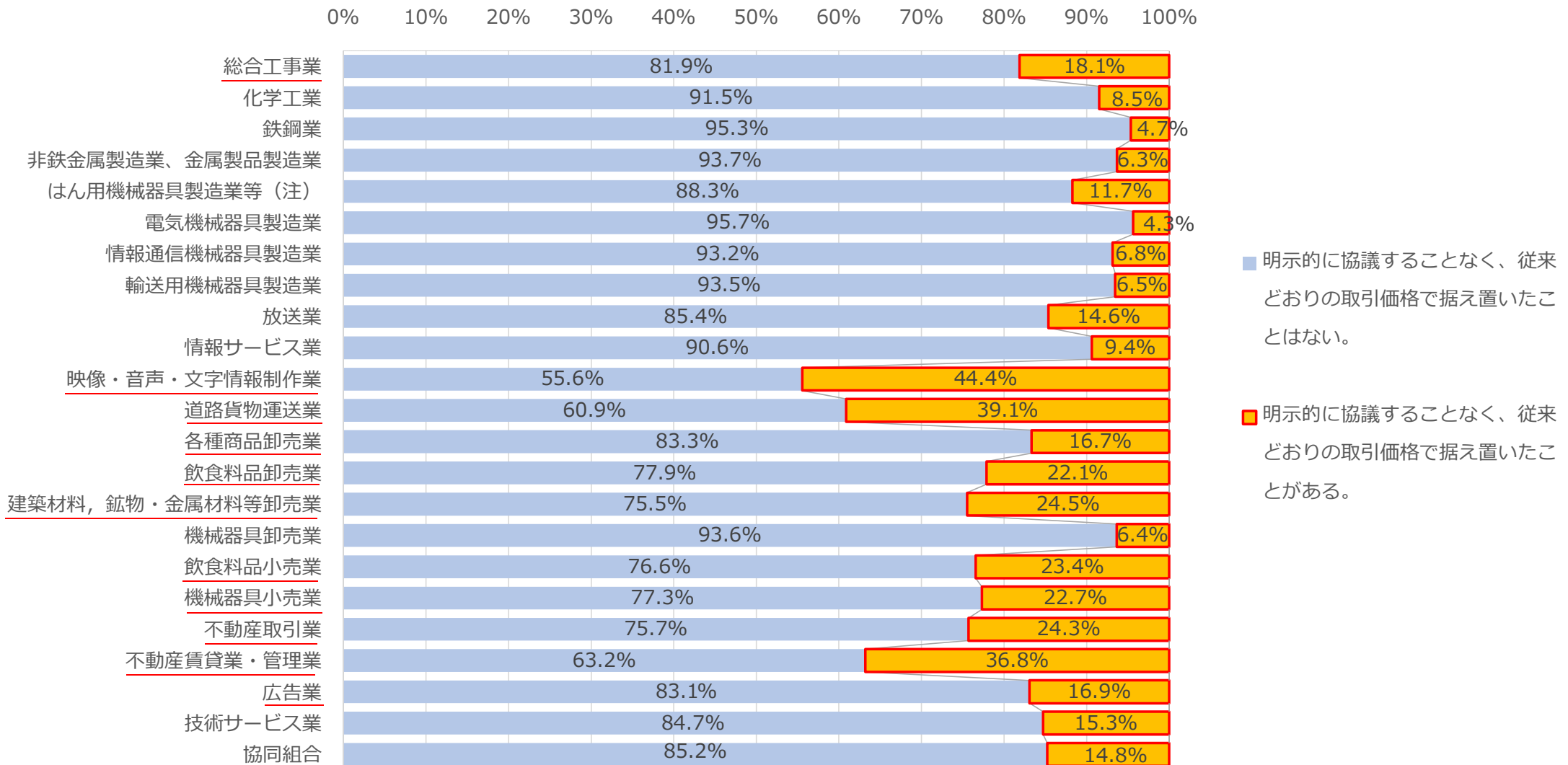
(注) 下線は、「おおむね転嫁できている」との回答割合が27業種平均（46.0%）以下の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為

(1) 「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置く行為①」

問3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか（価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。）。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

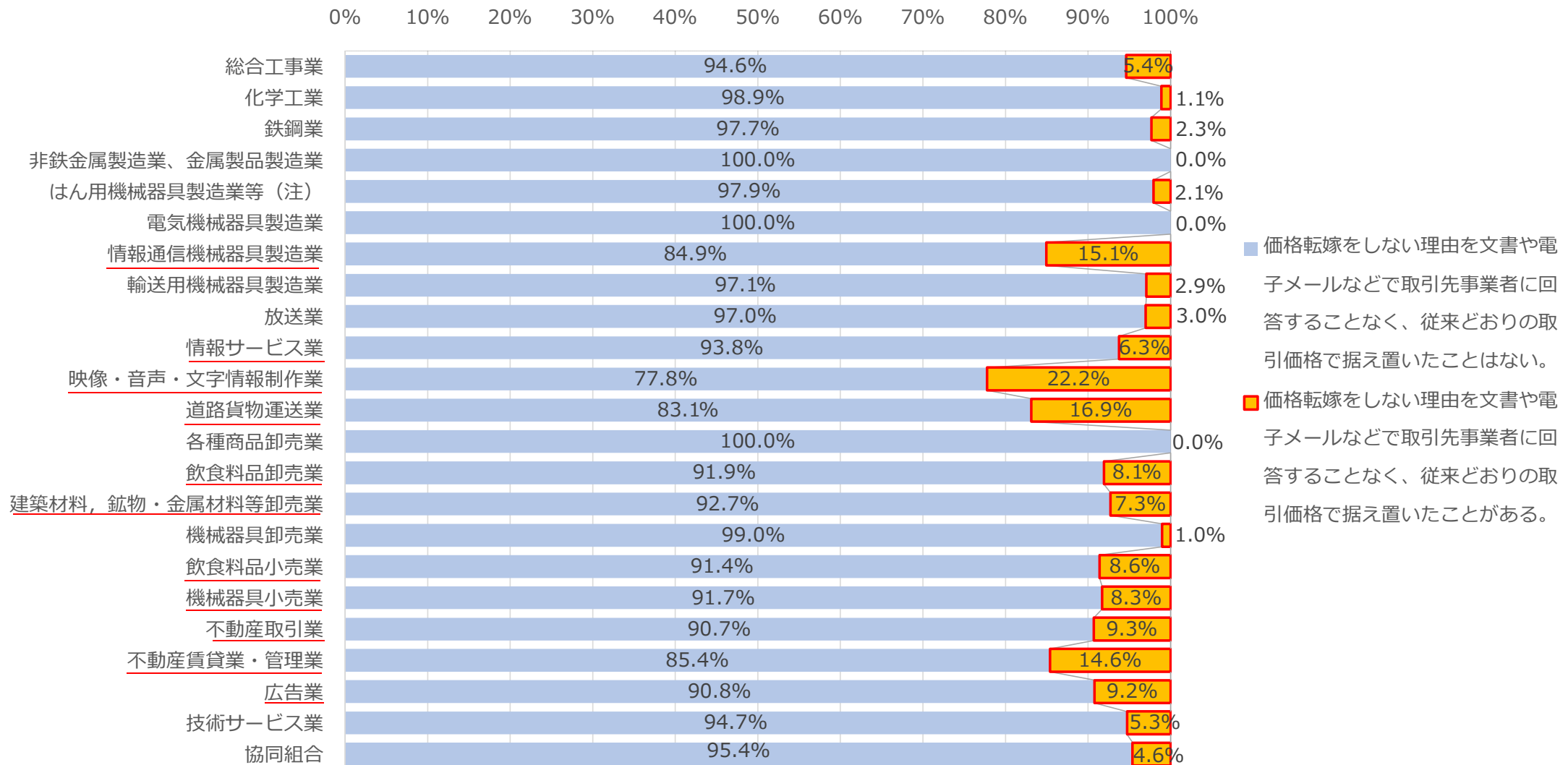
（注）下線は、「据え置いたことがある」との回答割合が27業種平均（16.3%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為

(1) 「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置く行為②」

問4 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。



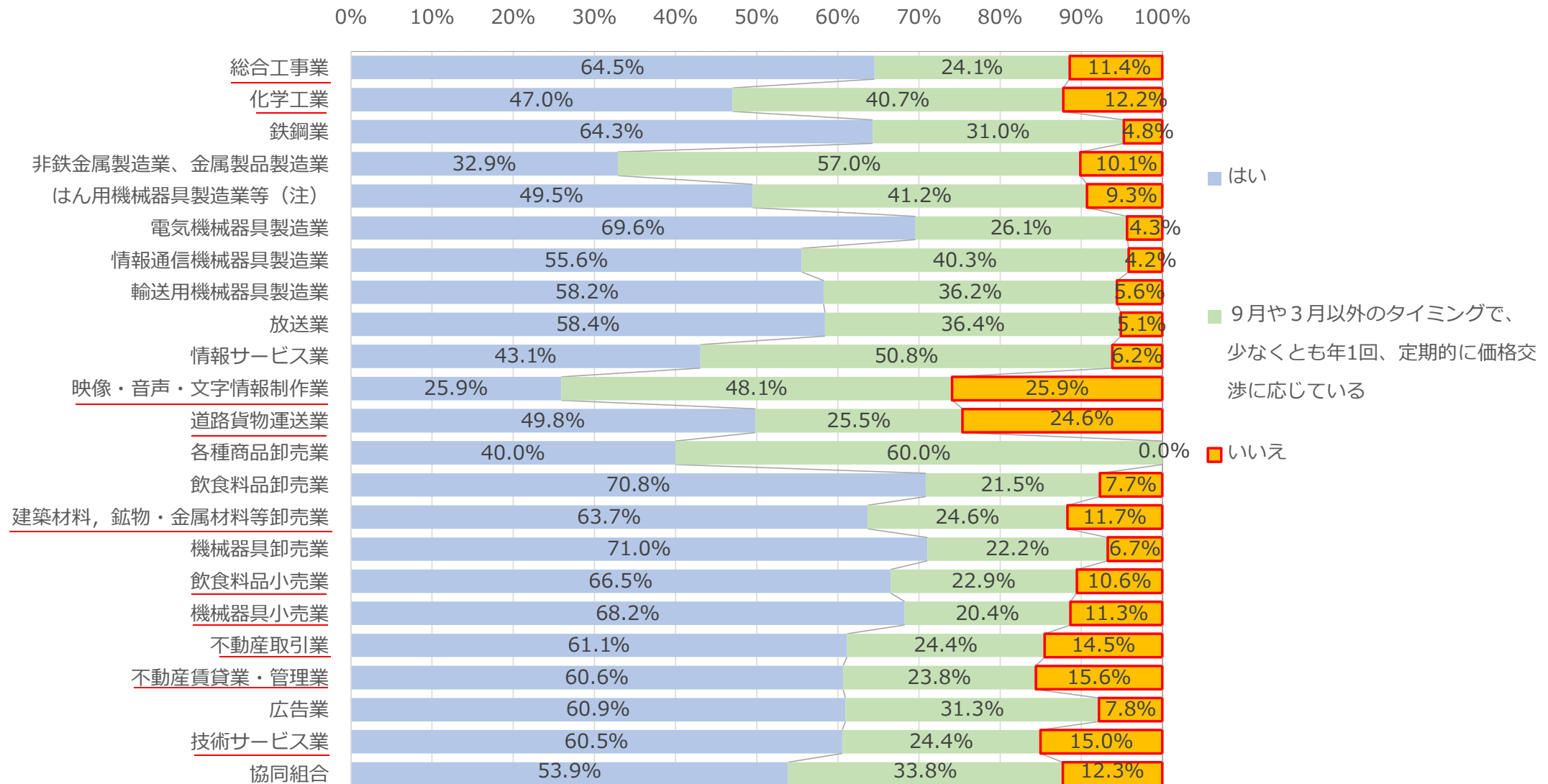
（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

（注）下線は、「据え置いたことがある」との回答割合が27業種平均（5.9%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為（3） 価格交渉等の要請対応

問5 毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

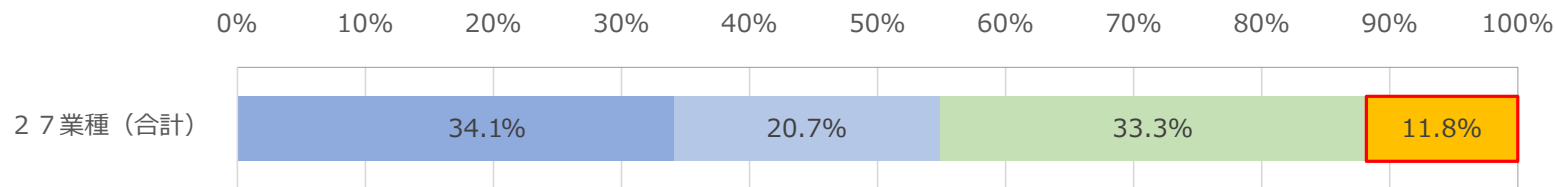
（注）下線は、「いいえ」との回答割合が27業種平均（10.2%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為

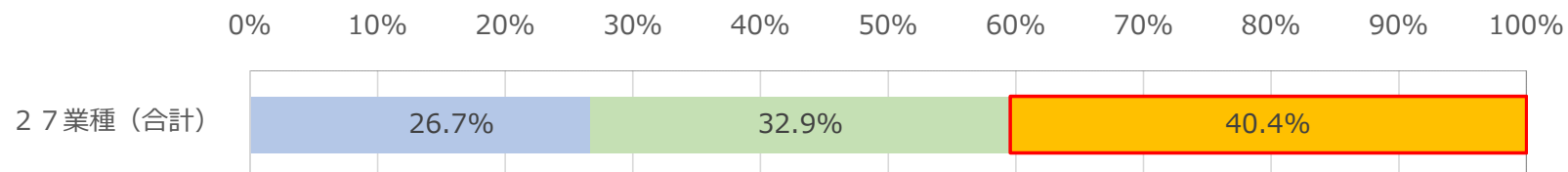
(4) 「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置く行為」①②の改善等の状況

問6 問3において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。



- 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格の反映の必要性について明示的に協議している。
- 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。
- 現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。
- 現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。

問7 問4において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。

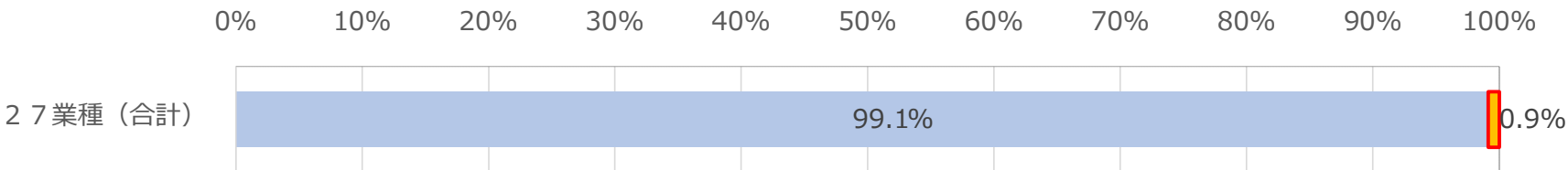


- 現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。
- 今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。
- 文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

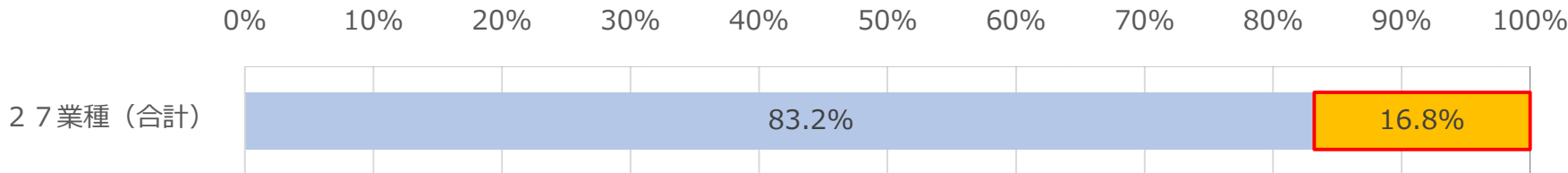
3 問題につながるおそれのある行為（5）支払遅延

問8-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。



■ 支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない。 ■ 支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある。

問8-2 問8-1において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。

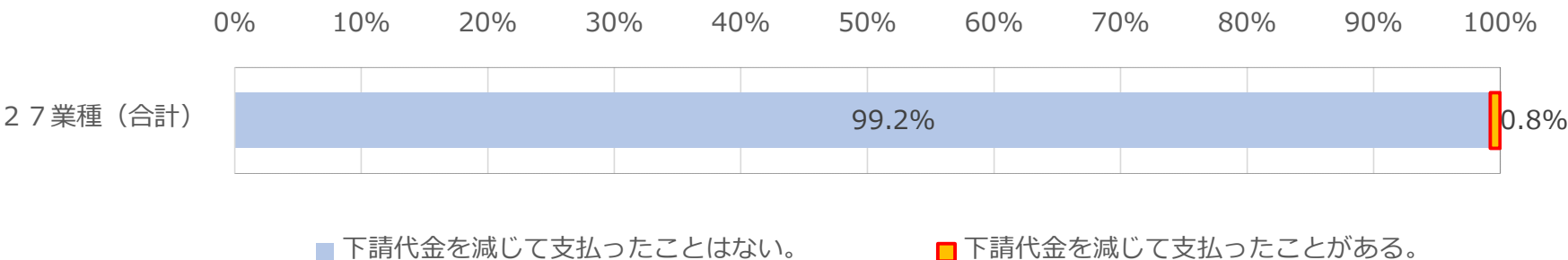


■ 現在、支払期日内に支払っている。 ■ 支払期日までの支払はできていない。

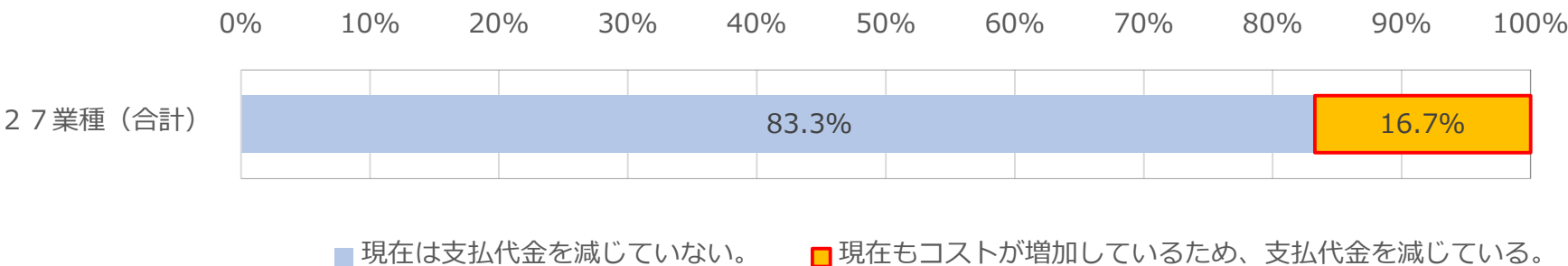
第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為（6） 減額

問9-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。



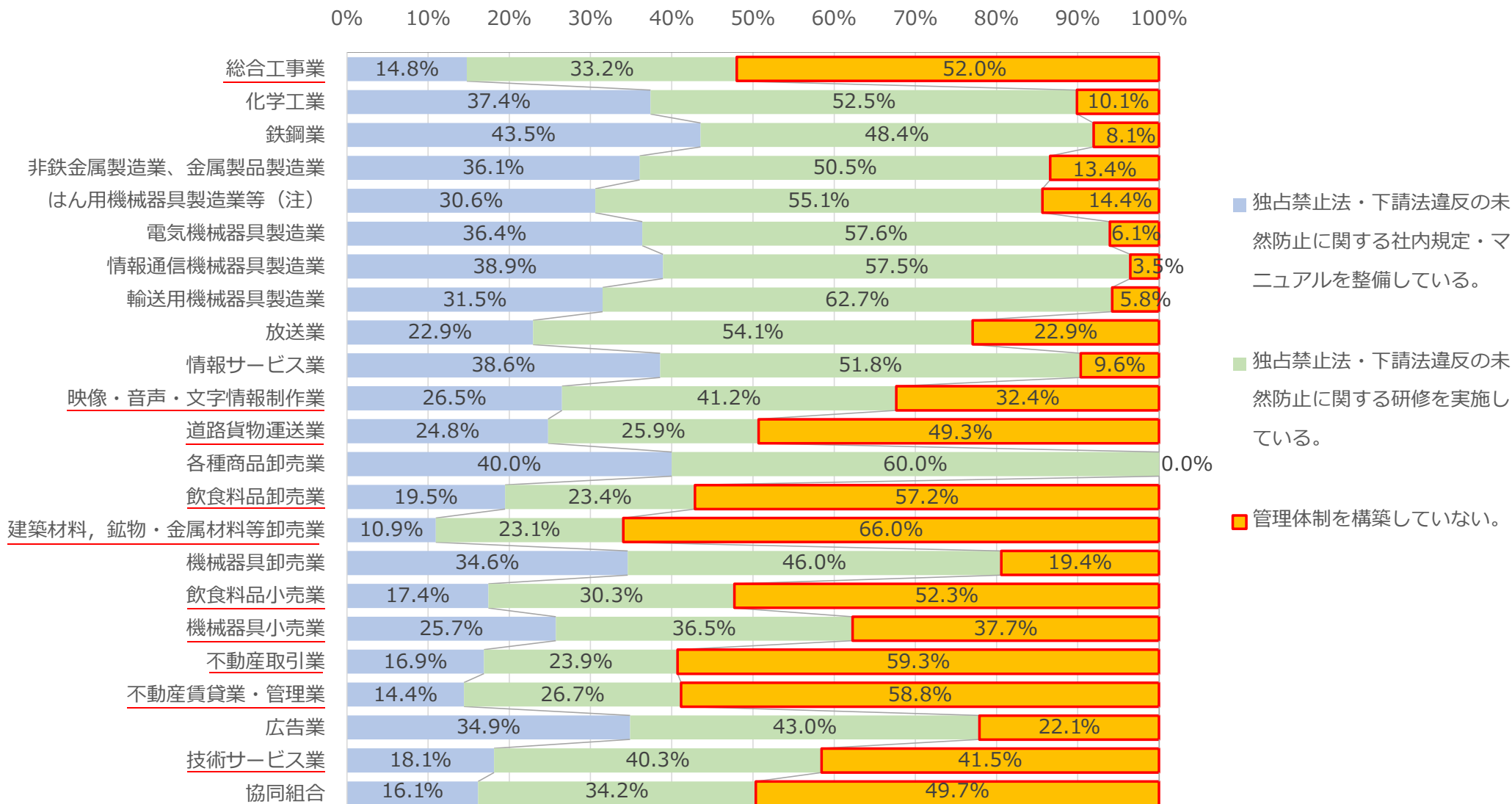
問9-2 問9-1において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。



第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問10-1 「買ったとき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。

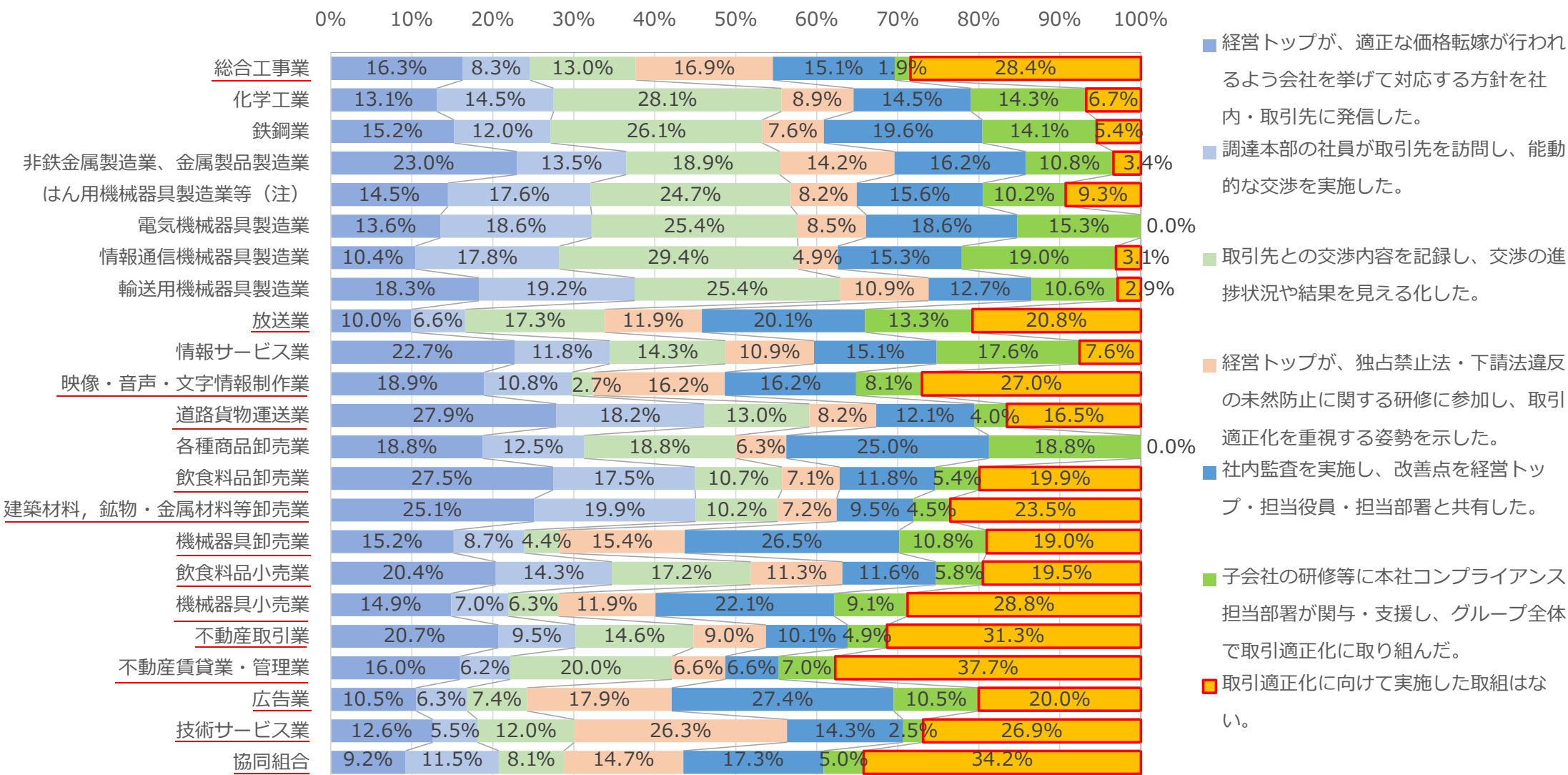


（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
（注）下線は、「管理体制を構築していない」との回答割合が27業種平均（27.7%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問10-2 直近1年間に於いて、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。

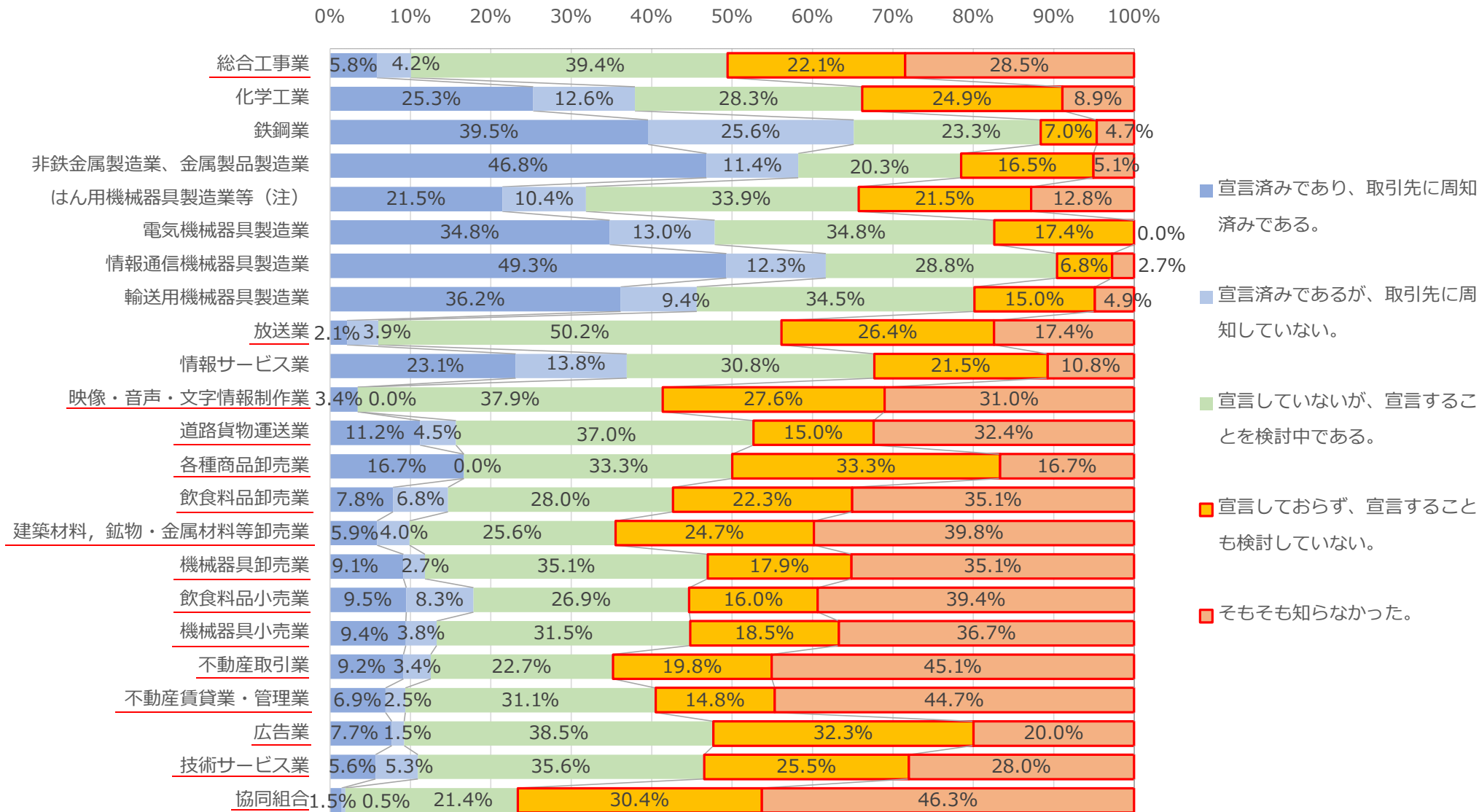


（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
（注）下線は、「実施した取組はない」との回答割合が27業種平均（15.7%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

5 パートナーシップ構築宣言

問11 パートナーシップ構築宣言について、どのような対応をしていますか。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

（注）下線は、「宣言しておらず、検討していない」「そもそも知らなかった」との回答割合の合計が27業種平均（42.5%）以上の業種。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（1） 総合工事業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 自主行動計画を令和4年にHPにて公表し、令和5年にはその改訂版を公表した。また、徹底できていない項目については「自主行動計画の徹底プラン」を策定し、公表した。	大手企業は法令遵守を第一と考えており効果は上がったと考えるが、中小零細企業においては情報不足、周知不足から効果は十分とは言えないと思われる。	法令遵守を尊重し、企業としての社会的責任を全うできるように、定期的な状況確認とその結果に則した情報発信を継続する。
【所管：国土交通省】 行政等からの取引適正化に向けた施策、通知等を会員企業に周知している。	—	今後とも、行政等からの取引適正化に向けた施策、通知等を会員企業に周知、徹底していく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（1） 総合工事業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近 1 年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○<u>建築工事業、木造建築工事業</u> 国土交通省から業界団体に対し自主行動計画の策定を働きかけ、業界団体から令和4年12月に自主行動計画が公表された。その後、下請法違反行為の発生状況等を踏まえ、自主行動計画の改定及び徹底できていない項目についての徹底プランの策定を働きかけ、業界団体から令和5年11月に自主行動計画の改定版及び「自主行動計画の徹底プラン」が公表された。 ○<u>一般土木建築工事業</u> 建設工事の請負契約における請負代金の適正化や工期の適正化に向け、年2回、建設業団体、発注者団体に対して法令遵守の要請を発出した。 建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、全国14,000業者に書面調査を行い、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対しては指導等を実施した。 民間発注者や建設業者に対して、建設労働者の賃金上昇や長時間労働の是正のため「モニタリング調査」を実施し、不適切な事案については指導を行った。	○<u>建築工事業、木造建築工事業</u> 事業者団体における自主点検の結果等を踏まれば、一部の企業においては情報不足、周知不足から効果は十分ではない状況もみられるものの、令和5年11月に公表された自主行動計画の改定版及び徹底プランの周知等を通じ、今後効果が上がっていくものと考えている。 ○<u>一般土木建築工事業</u> 事業者団体からの回答をみると、発注者の立場において価格の転嫁を受け入れている割合が高いことから、上記の取組における一定の成果がでているといえる。	○<u>建築工事業、木造建築工事業</u> まずは自主行動計画の改定版及び徹底プランの周知の徹底を働きかけるとともに、今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」をはじめとした取組や法遵守の必要性等について周知等を行うことで、取引の適正化に向けた取組を実施していくことが重要と考える。 ○<u>一般土木建築工事業</u> 国土交通省では、建設業団体、発注者団体に向けて建設工事の請負契約における請負代金の適正化や工期の適正化に向けた要請を行うとともに、建設工事における元下契約の下請取引の適正化を図るため、全国14,000業者に書面調査を行い、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対しては指導等を実施した。さらには、民間発注者や建設業者に対して、建設労働者の賃金上昇や長時間労働の是正のため原則対面での「モニタリング調査」を実施し、不適切な事案については指導を行っている。 今回の結果においては、発注者の立場において価格の転嫁を受け入れている割合が高いことから、上記の取組における一定の成果がでていると感じている。 一方で、「ほとんど価格転嫁を受け入れていない」、「価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていない」、「法遵守に向けた社内管理体制を構築していない」等といった回答や、受注者側の立場においてエネルギーコストの上昇分の価格転嫁について「ほとんど転嫁できていない」という回答も少数ながらみられることから、上記の取組とともに、今回の自主点検の結果を踏まえ、業界における改善のための取組を促し、取引適正化を図っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（2） 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 ①自主行動計画の改定および会員への周知 ②自主行動計画の「徹底プラン」の策定および会員への周知 ③自主行動計画フォローアップ調査の実施 ④法遵守状況の自主点検の実施 ⑤役員会での上記諸活動の報告およびパートナーシップ構築宣言の要請	・会員企業の回答から、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の受入れ、減額や支払遅延の禁止は遵守されているが、価格交渉・価格転嫁の要請への対応においていまだ改善の余地はあると理解した。 ・今般の調査以外で、パートナーシップ構築宣言実施済企業（他団体カウント企業を除く139社中）が令和4年8月時点で31社から令和5年11月時点で43社に増加したことも効果の顕れと認識している。	化学業界他団体とともに、今般の自主点検およびフォローアップ調査結果から出てきた課題を来年度の自主行動計画及び「徹底プラン」改定に反映させ、周知・啓発、そして調査・分析、報告のPDCAサイクルを回していくことで、化学業界における取引適正化の着実な浸透を図りたい。
【所管：経済産業省】 自主点検結果を踏まえて監督官庁から指摘された事項を会員会社事に周知するが、そのほかに団体としての具体的な取組は実施していない。	会員企業全社が資本金3億円以上の企業であり、社内研修の実施等の取組がしっかりとされている等、取引適正化に対して前進していると考え。	これまでどおりの対応で問題ないとする。
【所管：経済産業省】 3月と9月の価格交渉促進月間や、11月の下請取引適正化推進月間の周知を関係者へのメールおよびホームページへ掲載し、都度開催されている理事会で概要を報告し下請取引適正化推進を呼び掛けている。	今回の自主点検の回答では、ほぼ適正な取引がなされていると思われる。 当該情報の連絡、ホームページ掲載、会議での都度の報告などにより意識付けなどに効果的に働いていると考えられる。 なお、問題のある行為を行わないための管理体制の構築をしていない、との回答があったが、中小企業では少人数の管理部門が業務執行体制の中で全てをこなしているため、特別の管理体制はない、ということだと思われる。	引き続き、価格交渉促進月間や下請取引適正化推進月間などの周知を機会あるごとに行う。
【所管：経済産業省】 当団体内の会員企業向けに、公取OBの専門家を講師に迎え、下請法及び独禁法に関する講習会を開催した。約200名が参加。	下請法・独禁法遵守に関する会員企業の意識の向上、理解の促進に役立った。	引き続き会員企業向けの講習会等により、周知・意識向上を図っていきたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（2） 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 ①下請取引に関する会員向け政府広報周知（例：下請取引適正化推進月間、下請Gメンフォローアップ調査結果、適正取引講習会の案内など）。 ②役員会における自主行動計画の検討や周知。 ③パートナーシップ構築宣言に関する周知の結果、宣言会社が増加した。	・例えば、問1において「ほとんど転嫁を受け入れていない」、問5において「価格交渉促進月間に交渉・転嫁要請に積極的に応じていない」の回答があり、同一企業の回答なら問題の可能性があるところ、同一企業ではなく、いずれの社も別の設問で「交渉・転嫁要請に応じている又は転嫁を受け入れている」としている。 ・問2において「（受注者が）ほとんど転嫁できていない」の回答もあるが、十分な協議等がなされた結果かどうかは不明（関連設問がないため）。 ・問3で「明示的な協議なく据え置いたことがある」の回答社は、いずれも問6で「協議中又は協議予定」と回答している。問4の回答社「文書等の回答をせずに据え置き」も、問7の「現在、文書等で回答」にて回答。 ・問8-2で「期日支払いができていない」の回答があるが、下請取引の資本金区分から外れたらお願いベースとなるため、広報や周知等が必要。 ・上記の状況から、全体的には取引適正化に向けた取組は浸透していると言え、効果があったと思われる。	・下請法上の資本金区分から外れたり、発注者が自社は優越的地位にない等と判断した場合はお願いベースとなるため、続けて関連広報の周知に努めたい。 ・現在、年間を通じて下請取引関連の調査が多く、価格転嫁関連については重複していると思われる（本自主点検、下請Gメン調査、自主行動計画フォローアップ、法令上の親下調査）。回答者の負担が大きい。効率化をお願いしたい。
【所管：経済産業省】 ・会員への各種情報提供 ・パートナーシップ構築宣言への参加の依頼 ・自主点検に積極的に参加するよう依頼	結果、宣言率は36%→44%（資本金3億円以上48%→58%）に増加、自主点検アンケートの回答率39%→64%と増加しており、効果はあったと考える。	同様の活動を継続する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（2） 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 当団体会員においては、本自主点検も通じて法令遵守の取組が浸透しており、下請法等の違反行為が発生しないよう、当団体としては、国からの通知等の情報について会員への周知に務めている。	一定の効果があったと考えている。	関係法令について遵守されており、今後とも関連情報等の提供に努めていく。 令和4年度は、発注者として発注先からの価格転嫁はおおむね受け入れているが、受注者としては同業者間あるいは受注元への価格転嫁は一部のみでできている状況であることから、収益が圧迫されている状況が想定される。令和5年度は、本アンケート結果や会員からの聞き取りにより、受注元への価格転嫁は一定程度改善していると認識している。今後とも取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、関連府省等からも各種原材料、製造コストの状況の情報提供が望まれる。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（2） 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 化学業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、業界内の太宗の企業は例えば設問1・2の回答でも分かるとおり、「転嫁を受け入れている」「一部転嫁を受け入れている」と回答があり、発注先との価格交渉・価格転嫁の要請に応じている行動が確認できる。 一方、一部で「ほとんど転嫁受け入れができていない」と回答する企業がいるとともに、化学業界全体における課題として主に下記3点が挙げられる。 「社内管理体制構築」について、 ①設問10-1において「管理体制を構築していない」と回答している事業者が計18社 ②設問10-2において「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答している事業者が計13社 ③「パートナーシップ構築宣言」について、設問11において「宣言しておらず、宣言することも検討していない」もしくは「そもそも知らなかった」と回答している事業者が計33社 以上3点がそれぞれ確認できた。これはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うことの重要性について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。	引き続き取引適正化に関する重要性について理解してもらうことが必要であり、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、取引適正化に関する説明会や企業・団体間が体制構築の事例について意見交換できる場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（2） 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【厚生労働省】 上部団体からの案内を会員企業へ周知している。	今回のアンケート結果からみる業界の現状の傾向としては、発注者の立場においてはおおむね価格の転嫁を受け入れている。また、「価格の交渉の場において明示的に協議する事なく、従来通りの取引価格で据え置いた事はない」が約9割と法遵守に向けた体制はおおむね構築できており、行政通知の共有等の業界の取組に一定の効果はあったと考えている。	価格の転嫁の受入れや法遵守に向けた企業体制はおおむね構築できているところ、引き続き取引適正化の推進について呼び掛けの継続や周知徹底を図る必要がある。「パートナーシップ構築宣言」については、「そもそも知らなかった」が9社あり、今後の取組としてパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の更なる周知、パートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備等が必要と考えられる。
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」の公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対して周知を実施。	調査結果を踏まえれば、おおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた周知等の働きかけは一定の効果はあったと考えられる。一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要がある。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（3）鉄鋼業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 下請企業との取引適正化は、鉄鋼業界においても重要な課題であるとの認識の下、当団体では、2020年4月に策定した自主行動計画を、関係法令などの改正や業界の課題等を反映して見直すとともに、毎年のフォローアップ調査等の活動を通じ、会員企業における取引適正化の取組推進を支援している。 直近1年間においても、令和4年の自主点検調査結果及びフォローアップ調査結果の共有と課題認識を行い、2023年10月には、関係法令の改正なども踏まえつつ自主行動計画の3度目の改定、ならびに、支払条件の改善に向けた徹底プランの策定を行い、11月より実施している。	今回の自主点検の結果等を見る限り、会員企業では、令和4年に引き続き、下請取引において、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁について、おおむね達成できている。パートナーシップ構築宣言についても、多くの企業で宣言済みまたは宣言に向けて検討が進んでいる。 また、一部の企業で課題認識されている支払条件（手形サイト等）については、フォローアップ調査の結果を見る限り、支払手形の廃止に向け、年々改善が進んでいる。令和5年は徹底プランも策定し、会員企業の意識醸成が進むものと思われる。	自主行動計画と徹底プランに記載した内容に沿って、引き続き、会員企業に対する働きかけを通じ、鉄鋼業界における下請取引適正化をサポートしていく。 具体的な契機としては、定期的を開催している下請取引適正化WGにて本調査結果等を共有するとともに、政府の最新動向も踏まえ、適宜、注意喚起・周知徹底等を図っていく。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 鉄鋼業界内における価格転嫁を促進するため、①毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ②回答事業者団体が令和5年10月26日に自主行動計画を改定し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、「発注者」の立場としては、設問1において「おおむね転嫁を受け入れている」と回答している事業者が約95%確認できた。 他方、「受注者」の立場としては、設問2において「おおむね転嫁できている」と回答している事業者が25社と少ない。これは、サプライチェーン全体で、価格転嫁の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進める必要がある。	各コスト上昇に対して、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進められるよう、業界全体へ周知を徹底する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（4） 非鉄金属製造業、金属製品製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 2023年3月当会顧問弁護士による「コンプライアンス研修会」、「取引適正化フォローアップ講習会」を開催した。	アンケート回答分においては、効果はあったと考えるが、未回答会員社含め今後も継続して関連情報の入手と浸透に努めたい。	諸情報の入手に努め、会員社との情報交換を促進する（場合により研修会開催）。
【所管：経済産業省】 原燃料をはじめとするエネルギー価格や原材料価格が高騰し、影響が長期化している中、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを負担していくことが重要となっており、令和4年に会員企業（アルミ製品メーカー：地金、圧延・押出、加工・組立、鋳鍛造各部門に属する事業者）に対しアンケート調査を実施。調査結果を報道リリースするとともに当団体ホームページに掲載した（受注側としての取組）。	アンケート結果から、原燃料コスト、物流・梱包コスト、副原料コスト等上昇しているにもかかわらず、価格への転嫁状況については6割近い企業が「転嫁できていない」実態が把握できたことは、一定の効果があったと考える。また、この当団体の取り組みは、他の事業者及び事業者団体の参考になる事例として、公正取引委員会のホームページに掲載されており、取組の意義は大きいものとする。	アンケート後もエネルギーコストをはじめ諸物価は高騰し続けており、価格転嫁の進展状況を確認するため、令和4年同様のアンケート調査を実施し、結果を公表することとしている（受注者側としての取組）。
【所管：経済産業省】 取引先との交渉内容を記録し、交渉の進捗状況や結果が見える化したことに加え社内監査を実施し、改善点を、経営トップを始め全社で共有する取組が大企業を中心に多くの会員でみられた。一方経営トップによる適正な価格転嫁への対応を発信するケースが中小企業に多くみられた。	今回、下請からの値上げ受け入れと客先への価格転嫁双方において、おおむね転嫁できているとの回答が大半を占めたことから、例外や個々人の判断に頼らない全社への周知徹底とマニュアル化は一定の効果を上げていると考えられる。なお、値上げ要求のなかった先は、企業内・グループ間取引のみの企業で、対象外であった。	独禁法・下請法遵守の全社的な情報展開に効果がみられると考えられることから、会員企業には継続いただくと共に、政府からも効果の上がっている点をアピールしていただけると、より転嫁が進展することが期待される。パートナーシップ構築宣言に対しては、そもそも知らなかったとの回答が少数みられたが、意欲的な会員が多かった。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（4） 非鉄金属製造業、金属製品製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 ○アルミ業界 アルミ業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。 ○伸銅業界 伸銅業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。 ○電線業界 電線業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	○アルミ業界 自主点検の結果、設問3で「価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしているか」という問のほか、ネガティブな回答をしている事業者が複数確認できた。これは、アルミ業界において、価格交渉・価格転嫁の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける等により、取引適正化に向けた取組を更に進める必要がある。 ○伸銅業界 自主点検の結果、設問1において今回提出があった全社で「おおむね転嫁を受け入れている」、「一部転嫁を受け入れている」と回答している。これは、伸銅業界において、下請法の遵守に関する認識が浸透してきていることを示しているが、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける等により、取引適正化の更なる浸透に向けた取組を進めたい。 ○電線業界 自主点検の結果、設問1において「おおむね転嫁を受け入れている」と回答している事業者が19社（有効回答数全社）確認できた。これは、電線業界において、下請法の遵守に関する認識が十分に浸透している事を示している。今後更なる浸透のため、業界団体による自主行動計画の周知等により、取引適正化に向けた取組を進めていく。	○アルミ業界 自主点検の結果を踏まえ、業種別ガイドラインへ反映するとともに、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける。また、自主行動計画に基づく改善の進捗状況については、毎年実施している自主行動計画のフォローアップにおいても継続的にチェックし、改善を浸透させていく。 ○伸銅業界 自主点検の結果を踏まえ、業種別ガイドラインへ反映するとともに、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける。また、自主行動計画に基づく改善の進捗状況については、毎年実施している自主行動計画のフォローアップにおいても継続的にチェックし、改善を浸透させていく。 ○電線業界 自主点検の結果を踏まえると、電線業界では特段改善策は無いが、毎年実施している自主行動計画のフォローアップ等において継続的にチェックし、更なる取引適正化浸透に向けて啓発を重ねていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（5）はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 当団体の行動計画を周知する等の普及啓発活動を実施。	不明。	啓発活動を継続していく。
【所管：経済産業省】 政府からの周知依頼に対応し、会員に諸施策を周知した。協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有を図った。	効果があったと考える。	引き続き、政府からの周知依頼に対応するとともに協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有に努める。
【所管：経済産業省】 下請取引の自主行動計画の改定理事会や委員会等の当団体会合における情報の周知、共有。	各社の企業行動に徐々に変化がみられており、一定の効果があったと考えている。	継続的な会合での情報共有と、会員企業の担当者レベルへの周知策を検討し、現場レベルでの適正化を強化したい。
【所管：経済産業省】 下請取引適正化に係る配慮要請（エネルギー高騰、自然災害時の配慮）を都度、適正取引に向けた自主行動計画の改定版を作成し会員向けに周知（8月）、下請取引適正化推進月間（11月）の周知などを行った。	効果があった。	物流2024年問題に対応するため半導体製造装置業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画も作成しており、こちらも合わせて実効性を上げていきたい。
【所管：経済産業省】 ・下請Gメンヒアリングに基づく改善指摘などを踏まえ、当団体の「協力企業との適正取引推進に向けた自主行動計画」の改訂版を作成。 ・会員企業向けにメルマガを使って、下請取引適正化推進月間のPRを行った。 ・11月17日に下請取引適正化セミナーを実施。	一定の効果はあったと思うが、回答企業の数も半分至っていないので、まだ十分ではない。	今回企画したセミナーの参加（登録者）数は80名近くに及び、関心の高さを示しているともいえるが、1社から多くの参加者がいるため、参加企業数でいうと10社強ということで、本件について企業間での関心度が異なることが明らかである。今後は本件についての情報などが会員企業全体に、社内でトップから現場の社員の方々まで伝わり、それぞれの立場で取組を進めてもらうにはどうしたらよいかという観点で、当団体の取組を進めていきたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（5）はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 理事会を含め対面会議などで、関係省庁専門家をお招きし、適正化の必要性を紹介いただくなど団体としての取組を会員に紹介する等啓もう活動を中心に実施。 受注側としては、発注者に対し適正な価格設定を要求し難い環境は改善されておらず、個社の取組より業界としての取組が必要となる。	自主行動計画の改定等を実施するものの、具体的な会員各社への働きかけ、啓もう活動が重要と考える。	経済産業省の専門家をお招きし、勉強会、業界セミナー等を開催していきたい。
【所管：経済産業省】 会員向けメール発信、当団体HP、会報誌等で取引適正化の推進について呼び掛けを実施。	自主行動計画や会員へのHP、メール等での情報発信等により取引適正化に向けての取組は浸透してきている。	引き続き、会員向けメール発信、当団体HP、会報誌等で取引適正化の推進について呼び掛けを継続する。
【所管：経済産業省】 関連省庁より提供のある関連情報について会員企業へ周知。	おおむね転嫁できている状況なので、少なからず効果はあったものとみている。	関連省庁より提供のある関連情報について会員企業への周知を行う。
【所管：厚生労働省】 ・各種通知の共有以外は特になし。 ・取引適正化に向けた行政通知等を全会員に送付し、周知徹底している。 ・会員向けメール発信、当団体HP、会報誌等で取引適正化の推進について呼び掛けを実施。	・一定の周知効果はあったと考える。 ・自主行動計画や会員へのHP、メール等での情報発信等により取引適正化に向けての取組は浸透してきている。	・会員会社への周知の継続。 ・協会の理事会で再度検討したい。 ・引き続き、会員向けメール発信、当団体HP、会報誌等で取引適正化の推進について呼び掛けを継続する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（5） はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の各業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果等を踏まえた、下請中小企業振興法第4条に基づく個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画の改定・フォローアップ 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、上記業界における課題として主に以下の点が挙げられると考える。 ①設問5において「いいえ」と回答している事業者が15社確認できた。これは、同業界において、「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。 ②設問4において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」と回答している事業者が4社確認できた。これは同業界において下請法等の遵守に関する認識が不十分であることを示している。 ③設問11においてパートナーシップ構築宣言について「そもそも知らなかった」と回答している事業者が18社確認できた。これは、同業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分なされていない可能性があることを示している。 これらから、業界団体による自主行動計画の見直しを働きかける等により、取引適正化に向けた取組を更に進める必要があると考える。	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の各業界内における価格転嫁を促進するため、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。具体的な取組の内容としては、次のとおり。 ①「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。 ②「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。 改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。 なお、機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を超えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考える。
【厚生労働省】 ・取引適正化に向けた行政通知等を全会員に送付し、周知徹底 ・メール配信、HP、会報誌等で取引適正化の推進について呼び掛け	今回のアンケート結果からみる業界の現状の傾向としては、発注者の立場においてはおおむね価格の転嫁を受け入れている。 また、「価格の交渉の場において明示的に協議する事なく、従来通りの取引価格で据え置いた事はない」が約8割、「独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内協定・マニュアルを整備している」「研修を実施している」が約8割と、法遵守に向けた体制はおおむね構築できており、個社の意識の向上が見受けられていることから、行政通知の共有や取引適正化の推進について呼び掛け等の業界の取組について、一定の効果はあったと考えている。	価格の転嫁の受入れや法遵守に向けた企業体制はおおむね構築できているところ、引き続き取引適正化の推進について呼び掛けの継続や周知徹底を図る必要がある。 「パートナーシップ構築宣言」については、「そもそも知らなかった」が18社と約2割を占め、検討中も含め「宣言していない」個社が80社と約8割に上っている事を踏まえ、今後の取組としてパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の更なる周知、パートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備等が必要と考えられる。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（6）電気機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 下請中小企業振興法第3条第1項に基づく振興基準の改正および経済産業省の業種別ガイドラインの改定を受け、自主行動計画を改定している。 振興基準の改正内容等（約束手形の利用廃止、パートナーシップ構築宣言、価格交渉促進等）を追記・変更等し、令和5年5月にウェブサイトで公表、会員に周知した。また、自主行動計画に基づいた運用が実施されているか状況を確認するため、毎年、フォローアップ調査が実施されており、現在会員へ調査をしている。	適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組においては、「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答した会社は0社、また、「パートナーシップ構築宣言についての対応」についても、「そもそも知らなかった」と回答した会社は0社となっており、自主行動計画の会員周知について効果があったと考えている。	2023年4月に開催された「第5回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において指摘された以下3点を踏まえ、自主行動計画を改定・徹底する。 （1）下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁からの当業界への指摘事項 （2）トラック運送業界の価格転嫁率が低いことへの対応 （3）自主行動計画遵守のための徹底プラン（仮称）の策定

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（6）電気機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 電気機械器具製造業界における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果等の周知 ③自主行動計画の改定・フォローアップ等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、上記業界における課題として主に以下の点が挙げられると考える。 ①設問5において「いいえ」と回答している事業者が1社確認できた。これは、同業界において、「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。 ②設問11においてパートナーシップ構築宣言について「宣言しておらず、宣言することも検討していない」と回答している事業者が4社確認できた。これは、同業界において、「パートナーシップ構築宣言」の意義について周知が十分なされていない可能性があることを示している。 これらから、業界団体による自主行動計画の見直しを働きかける等により、取引適正化に向けた取組を更に進める必要があると考える。	電気機械器具製造業界における価格転嫁を促進するため、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。具体的な取組の内容としては、次のとおり。 ①「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。 ②「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。 改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。 なお、機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を越えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考える。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（7） 情報通信機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 自主行動計画に基づき下記の取組を実施。 ・会員向けセミナー（講師：中小企業庁取引課長）による周知・啓発 ・自主行動計画の改定 令和4年度フォローアップ調査結果、新たな通達、振興基準の改訂、業種別ガイドラインの改定を受けて改定 ・自主行動計画フォローアップ調査結果の会員企業へのフィードバックによる周知・啓発 ・業界指針・マニュアルの普及による周知・啓発 「下請法遵守マニュアル5訂版」（2018年3月） 「情報通信機器産業における型管理適正化のための指針」（2019年5月） 下請取引における品質不適合の法律問題」改訂（2023年9月） ・業界指針・マニュアルの改訂 「資材・調達一問一答」改訂（2023年度中発行予定） 「転嫁円滑化施策パッケージ」に関連する設問・回答の更新・追加等 ・常設委員会での継続的な課題抽出と解決に向けた実務的なアウトプット作成（上記テキスト類の改訂等）、各社の調達法務人材育成の支援	発注者の立場での価格転嫁の受入れ状況に関する認識等について、令和4年度を上回る回答があったことを踏まえて、一定の効果があったと考える。引き続き、会員企業に対して（未回答の各社を含めて）政府及び業界の取組について周知・啓発活動を行っていく。	会員企業に対して、本自主点検の結果をフィードバックするとともに、改めて政府の取組について周知・啓発を行う。また、当団体の自主行動計画に基づく上記取組を進めて行く。
【所管：経済産業省】 会員会社窓口への一斉メール配信や、政策決定委員会等で、周知徹底を図ってきた。	効果はあったと考えている。	引き続き、会員会社窓口への一斉メール配信や、政策決定委員会等で、周知徹底を図っていく。
【所管：経済産業省】 「下請取引適正化自主行動計画」の改定およびその会員周知を実施。	明確な効果は不明。	「下請取引適正化自主行動計画」及びそのフォローアップ調査結果の周知徹底。
【所管：経済産業省】 「適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画」を令和5年夏に改定、引き続き改定を検討している。	会員事業者の課題認識等において一定の効果はあったと考える。	適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画について、直近の政府方針を踏まえた改定としく考えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（7） 情報通信機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 情報通信機械器具製造業界における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果等の周知 ③自主行動計画の改定・フォローアップ 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、業界における課題として主に以下の点が挙げられると考える。 設問11においてパートナーシップ構築宣言について「そもそも知らなかった」と回答している事業者が1社確認できた。これは、同業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分なされていない可能性があることを示している。 これを踏まえ、業界団体に対してパートナーシップ構築宣言の更なる周知を働きかける等により、取引適正化に向けた取組を進める必要があると考える。	情報通信機械器具製造業界における価格転嫁を促進するため、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。具体的な取組の内容としては、次のとおり。 ①「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。 ②「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。 改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。 なお、機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を超えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考える。
【経済産業省】 情報通信機械器具製造業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、設問5において「いいえ」と回答している事業者が2社確認できた。これは、情報通信機械器具製造業界において、価格交渉の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける等により、取引適正化に向けた取組を更に進める必要がある。	業界団体に対して会員向けセミナーや業界指針・マニュアルの普及を継続していただき、業界全体に改善を浸透させていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（8） 輸送用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 自主行動計画」の2017年策定以降、ほか事業者団体と定期的な協議の場で議論を重ねたが、令和4年12月より経済産業省自動車課にも御参画をいただき、「お取引先との協議における『あるべき姿』とは？」また「サプライチェーン全体に『適正取引を浸透』させるには？」などの視点で協議を重ね、9月には自主行動計画の改訂のみならず、自主行動計画の実効性を高める「徹底プラン」を策定した。また、サプライチェーンへの浸透に向けて、他の事業者団体と共催セミナーを開催し、まずは会員へ自主行動計画・徹底プランの徹底を要請した。	問3「明示的に協議することなく、従来どおり取引価格を据え置いたことはあるか」への回答は令和4年同様、全社で対応ができています。	今般、改定の自主行動計画・徹底プランの実効性を高めるため今後フォローアップを実施していくとともに、サプライチェーンへの更なる浸透に向け、ほか事業者団体との連携の下、会員各社（発注者側）がまず率先して行動し、一層の改革に取り組んでいく。なお、「適正取引推進セミナー」において、パートナーシップ構築宣言への御参画をほか事業者団体と共に周知している。
【所管：経済産業省】 当団体は主に会員向けに、取引適正化の推進に向けての活動の推進要請と推進支援情報を説明会等にて実施している。 令和5年4月には、会員企業向けの取引適正化対応Web説明会を開催し、自主行動計画フォローアップ調査結果からの課題や対応や好事例の紹介、経産省中企庁からは業界の状況と政府の今後の動向の紹介を行った。 また、9月には他の事業者団体と共催Webセミナーを開催し、自動車産業全体での取引適正化の重要性や両会の改定した自主行動計画と策定した徹底プランの紹介、経産省自動車課からは取引適正化の重要性の説明を行った。 なお、これらの説明会は当団体内に複数の会議体を設け、課題の把握と分析、対応策の検討をすると共に、顧客団体とも情報共有等を行い、業界全体での活動となる様、取組中である。	仕入先との協議を確実に実施する事はほとんど行われており、推進活動が会員企業に根付いてきており、効果があつたものと推察する。また、取引適正化に向けて会員企業が各社内において色々な取組をしている状況から、一過性の活動にならないよう、仕組み作りもされていると認識している。	価格決定、代金の支払、型管理の3大事項、そしてパートナーシップ構築宣言に関して会員企業が更なる取組をしていただけるよう、訴求活動を継続して実施するとともに、取組が進んでいない企業に対しては、課題の収集を実施し、分析、対応施策の提供をして取組がしやすくなる状況になっていただけるような活動を実施していきたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（8） 輸送用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 下請法遵守状況の自主点検を実施した。	各設問に回答することにより、認識を新たにすることで取引適正化に向けて効果があったと考える。	回答者数を増やすことにより、更に効果を上げる。
【所管：国土交通省】 傘下企業に対して、定例会合その他様々な機会を捉えて、下請関連法令等の遵守や適正取引を通じた取引先との信頼関係強化について要請を行った。	今般の自主点検結果を踏まえ、一定の効果があったものとする。	引き続き、傘下企業に対して下請関係法令等の周知徹底等に努め、取引適正化に向けた取組を実施していく。
【所管：国土交通省】 国土交通省が策定した「船舶産業取引適正化ガイドライン」に基づく自主行動計画を作成し、会員企業に周知・啓もうした。	問題につながるおそれの行為について、事業者から該当行為に係る回答はなかったため、一定の効果はあったものとする。	引き続き、当団体にて作成した自主行動計画を会員企業に周知・啓もうする。
【所管：国土交通省】 回答会社は令和4年と同一。パートナーシップ構築宣言済みが1社増となった。	構築の宣言は適正化に向けた効果的な取組の第一歩である。	3社が宣言していないため、取組を促したい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（8） 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 輸送用機械器具製造業における取引適正化を促すため、政府全体の取組として、自主行動計画の改定や徹底プランの策定に向けた働きかけや、「価格交渉促進月間」等に関する事業者団体を通じた会員企業への周知及び「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言を実施。 加えて、業所管省庁として、事業者団体が定期的に実施している議論の場に参加し、取引適正化に向けた取組に関する意見交換や、事業者団体が主催するセミナーにおいて、取引適正化に係る政府の取組に関する説明や取引適正化の必要性に関するメッセージの発信等を実施し、業界内で取引適正化を実現していくために必要な環境整備を進めた。	自主点検の結果、問1において、発注者の立場としては、すべての事業者が「おおむね転嫁を受け入れている」又は、「一部転嫁を受け入れている」と回答しており、着実に価格転嫁への対応が進んでいる。他方、問2の受注者の立場では、「ほとんど転嫁できていない」と回答した事業者が11社（5%）と、受発注者双方の認識にギャップが生じている。また、問5において、「価格交渉促進月間のタイミングで価格交渉・価格転嫁の要請に応じている」と回答した事業者が多くを占めているが、「応じていない」と回答した事業者が12社（6%）存在する。 加えて、問3の取引価格の据置きや問8－1の「下請代金の支払遅延」に関しては、「従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」、「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」と回答した事業者が一定程度存在するが、現在は対応済み、又は、今後速やかに対応する旨の回答となっており、改善が進んでいると思われる。 上記のとおり、一部において、引き続き改善すべき点が見受けられるが、取引適正化に向けた取組が着実に進んでいると評価することができ、業界全体に取組の効果がより一層浸透するよう取り組んでいく。	自主点検の結果を踏まえ、取引適正化について、業界への更なる浸透を図るため、「価格交渉促進月間」等の周知を徹底するとともに、引き続き、業界との取引適正化に向けた意見交換を粘り強く行っていく。また、「価格交渉促進月間」や自主行動計画のフォローアップ調査の結果等についても継続的にチェックし、業界の課題を把握するとともに、改善を浸透させていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（8） 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○鉄道車両・同部分品製造業 下請法遵守状況の自主点検を実施した。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 事業者団体における定例会合等の機会で傘下企業に対し下請関連法令等の遵守や適正取引を通じた取引先との信頼関係強化について要請を行ったほか、パートナーシップ構築宣言の宣言拡大に関する周知を行った。また、令和4年12月末に国土交通省が策定した「船舶産業取引適正化ガイドライン」に基づき、2事業者団体が自主行動計画を作成し、傘下企業に周知・啓もうした。	○鉄道車両・同部分品製造業 定期的を実施することで、再認識を促せるため、効果があつたと考える。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 設問1において「自身が発注者の立場となる場合において、発注先からの価格転嫁をおおむね受け入れている」との回答が多数を占めていることに加え、設問8及び9においては全ての回答企業が「支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない」・「下請代金を減じて支払ったことはない」と回答していることから、おおむね支払遅延・減額は行われていないと解される。また、船舶産業界における「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数が増加している。以上より、事業者団体における自主行動計画の策定、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大に向けた周知等は、取引適正化に一定の効果があつたと考えられる。 しかし、設問2において自身が受注者の立場となる場合における、発注元との間の価格転嫁状況については「ほとんど価格転嫁できていない」と回答する企業が確認され、これは造船における国際的な商慣行として発注者（海運事業者）に対して原材料価格の変動に応じた価格転嫁がなされないことが一因として考えられる。また、設問4においては「価格転嫁しない理由を文書や電子メールなどで回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた」との回答が僅かながら存在することから、認識の改善を図る必要がある。さらに、設問10-1及び10-2においては「下請取引適正化に向けた管理体制が未構築」・「直近1年間において、取引適正化に向けて実施した取組はない」との回答が一定数確認されることから、引き続き管理体制の構築や取引適正化に向けた取組が行われるよう努める必要がある。	○鉄道車両・同部分品製造業 未回答企業へのヒアリング等を実施する。 各事業者においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が実施されているところであるが、管理体制が構築されていない事業者も数社あることを踏まえ、国土交通省としては、下請取引適正化に係る取組や法遵守の必要性等に関する周知等について、事業者団体とも連携して進めていきたいと考えている。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 船舶産業界において価格転嫁が円滑に行われるよう、引き続き、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルの整備、研修実施、パートナーシップ構築宣言の宣言拡大等に関して、事業者団体を通じて傘下企業に対し周知・啓発していく。 他方、船舶産業界の主要な産業である造船業の特性を踏まえた、適正な受注環境の整備にも取り組むことが不可欠である。国際的な商慣行として、発注者（海運事業者）との契約は、契約後の原材料価格の変動に応じて船価を見直す内容にはなっておらず、日本の造船事業者だけがこうした商慣行を改めようとしても、不公正な公的支援を受けて低船価で建造する中国や韓国の造船事業者が発注が流れてしまうため、苦しい状況に置かれている。国土交通省では、引き続きOECD造船部会等において造船市場の船価動向や低船価につながる不公正な公的支援のモニタリング、政府間協議等を行うことを通じて、公正な競争条件の確保や造船市場の健全化に取り組んでいく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（9） 放送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：総務省】 行政からの下請取引に関する注意喚起、ガイドライン講習会の案内などについて、都度、会員社に文書とメールで周知している。また、放送関係7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」では、下請取引適正化に向けたセミナーを開催するとともに、当団体独自でも政府からの価格転嫁に関する取組要請を受け、弁護士を講師とした全社説明会を開催している。	問1で「おおむね転嫁を受け入れている」、問3で「据え置いたことはない」、問8-1で「支払わなかったことはない」の回答が多数を占めていることを踏まえると、広く独占禁止法や下請法の趣旨が理解されていると思われる。	法遵守の徹底に向けて引き続き注意喚起を促すとともに、当団体や放送コンテンツ適正取引推進協議会による講習、情報の周知等の取組を進めていく。
【所管：総務省】 6/19に当団体会員社を対象に、放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関するセミナーを開催し21社61名が参加。当団体HPには放送コンテンツ適正取引推進協議会のリンクを掲載。ほか、関係省庁からの周知依頼は随時会員社に通知している。	加盟社社員の人事異動に合わせ、毎年4月～6月の間にセミナーを開き、確実に周知が広がっていると考えている。	当団体では放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの更新有無にかかわらず、毎年セミナーを開催し、総務省の法律相談案内等の各種政策を随時案内し、加盟社の法遵守向上に取り組んでいる。引き続き積極的に活動していく。
【所管：総務省】 ・3月、9月の価格交渉促進月間に全会員向け周知及び各支部参加の会議での説明と支部からの周知 ・ガイドラインフォローアップ調査を通じての全会員向けの周知、各支部参会議での説明と、各社への個別調査協力依頼の実施 ・ガイドラインフォローアップ調査結果を全会員向け解説付きで報告 ・パートナーシップ構築宣言済みの事業者を全会員へ報告 ・総務省の放送コンテンツ製作取引適正化講習会の周知と参加 ・下請法、下請中小企業振興法の理解促進とともにパートナーシップ構築宣言の業界推進を組織的に検討・推進することを目的として、タスクチームを令和5年10月に発足させた。	ガイドラインフォローアップ調査への回答率（認識）は84.1%→99.%まで向上するも、本自主点検調査では、パートナーシップ構築宣言をそもそも知らないという事業者が31社あるなど、継続的な周知・啓もう活動が必要。	令和5年10月に発足したタスクチームにて下記の活動を検討し実施する。 ・放送コンテンツに製作取引適正化に準拠した独自研修会の実施 ・業務を軽減するノウハウ、仕組みの事例共有、将来的な共通システム的な展望についてのフィジビリティ検討 ・「パートナーシップ構築宣言」を業界推進するため、先行事業者にヒアリングし、検討した会社が宣言できるための情報提供の場作り 継続的に具体的で分かりやすい施策を実施していくことが必要。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（9） 放送業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：総務省】 総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知広報に努めるとともに、ガイドラインの遵守状況等に関するアンケート調査や、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、ガイドライン遵守状況調査（事業者ヒアリング）等を実施し、不適正な取引実態が確認された場合は、下請中小企業振興法に基づく指導及びフォローアップを行うなど、取引適正化に向けた環境整備に継続的に取り組んでいる。 また、放送事業者と番組製作会社の業界団体から成る放送コンテンツ適正取引推進協議会が、業界全体への法令・ガイドライン等の定着・普及に向けて策定している自主行動計画について、下請Gメンヒアリングの結果を踏まえた改定を行うなど、ガイドライン等を踏まえた自主的な取組も進んでいる。	今回の自主点検の結果においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね、又は一部転嫁できているとの結果となった。 令和4年度よりも価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようになったと回答する事業者が増えているほか、独占禁止法・下請法違反を未然に防止するための研修の実施や、法遵守のための社内監査、価格交渉の見える化に取り組む事業者が多くみられる。 また、事業者団体において、取引適正化に向けた様々な自主的な取組が実施されており、ガイドラインの遵守状況の調査や周知広報といった取組に、一定の効果があったと考えられる。	一部、取引適正化・法遵守のための社内管理体制がない、取組を行っていないと回答した事業者もいることから、引き続き、ガイドラインの遵守状況調査と周知広報を中心に、各事業者団体とも連携しながら、取引適正化のための環境整備に取り組んでまいりたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（10） 情報サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 令和5年3月に「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公開されているひな形（業界共通ひな形）の最新内容を踏まえて、情報サービス・ソフトウェア産業の特性を反映した宣言のひな形（JISA版ひな形）を見直し、JISAのホームページにて公開した。	パートナーシップ構築宣言を「宣言済みである」と回答した企業が令和4年度から22件から24件に、「そもそも知らなかった。」と回答した企業が9件から7件になったなど若干の改善がみられたが、今後も継続的な周知・広報が必要である。	「パートナーシップ構築宣言」の推進に向けて、メールマガジンでの掲載や取引適正化セミナー等を検討し、JISA版ひな形についての周知を継続的に実施する。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 情報サービス業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、設問5において「いいえ」と回答している事業者が4社確認できた。これは、情報サービス業界において、価格交渉の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、業界団体による自主行動計画にも追記を働きかける等により、取引適正化に向けた取組を更に進める必要がある。	業界団体に対して会員向けセミナーや業界指針・マニュアルの普及を継続していただき、業界全体に改善を浸透させていく（既に「パートナーシップ構築宣言」の推進に向けて、メールマガジンでの掲載や取引適正化セミナー等を検討しているようですので、引き続き団体に自発的に取り組んでいただく）。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（11） 映像・音声・文字情報制作業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：総務省】 ・会員社限定の勉強会等を通じて、ガイドライン遵守の必要性を周知。 ・各省庁が開催している下記講習会等を会員社に周知。 公正取引委員会【令和5年度下請法基礎講習】 経済産業省 中小企業庁【適正取引講習会 実践ライブ配信セミナー】 総務省【放送コンテンツ製作取引・ガイドライン講習会 & 無料法律相談】 ・ほか事業者団体と共同事務局を運営している放送コンテンツ適正取引推進協議会にて研修会を開催。	親事業者としての取引は、コストの上昇分の価格転嫁の受入れや価格交渉、価格転嫁の要請に対し積極的に受け入れるなど、前回調査より回答社が増えたことから一定の効果があったものとする。	回答した取組を引き続き継続し、会員各社への周知を図って行きたいと考えている。
【所管：総務省】 当団体には各所属社からその様な相談が来たことがなく、また協会の性質上、あると思えない。	—	映像、特に放送番組は始めに予算ありきで業務が発生するため、単価の積上げができず、価格交渉はし辛い状況にある。各放送局のスポットCM売上の低迷が、これに拍車をかけており、論拠の無い「製作費10%削減」や「20%削減」が横行しているのが実情である。放送ビジネスは公正取引委員会が詳しく調査すれば限りなく真っ黒な世界である。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（11） 映像・音声・文字情報制作業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【総務省】 総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知広報に努めるとともに、ガイドラインの遵守状況等に関するアンケート調査や、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、ガイドライン遵守状況調査（事業者ヒアリング）等を実施し、不適正な取引実態が確認された場合は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく指導及びフォローアップを行うなど、取引適正化に向けた環境整備に継続的に取り組んでいる。 また、放送事業者と番組製作会社の業界団体から成る放送コンテンツ適正取引推進協議会が、業界全体への法令・ガイドライン等の定着・普及に向けて策定している自主行動計画について、下請Gメンヒアリングの結果を踏まえた改定を行うなど、ガイドライン等を踏まえた自主的な取組も進んでいる。	今回の自主点検の結果においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね、または一部転嫁できているとの結果となった。 令和4年度よりも価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようになったと回答する事業者が増えているほか、講習会の周知や研修の実施などの取組が積極的に行われていることから、一定の効果があったと考えられる。	一部、取引適正化・法遵守のための社内管理体制がない、取組を行っていないと回答した事業者もいることから、引き続き、ガイドラインの遵守状況調査と周知広報を中心に、各事業者団体とも連携しながら、取引適正化のための環境整備に取り組んでまいりたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（12） 道路貨物運送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 業界全体として、同業種間、異業種間の取引において価格転嫁が十分に進んでいないことから、会員事業者が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、荷主業界誌への広告掲載や都道府県トラック協会、荷主団体等が主催するセミナー等を通じて価格転嫁の必要性を周知するなどの対応を行った。	発注者の立場において「ほとんど転嫁を受け入れていない。」の回答率は減少しており（令和4年22%→令和5年18%）、受注者の立場においても「ほとんど転嫁できていない。」の回答率は、減少している（令和4年40%→令和5年32%）ことからある程度の効果があったと考えられる。	引き続き、業界全体として価格転嫁が十分に進むよう荷主団体、荷主企業に対しては、価格転嫁への理解を訴えるとともに、トラック事業者に対しては、積極的に交渉を行うよう周知徹底していきたい。
【所管：国土交通省】 会員企業による下請法違反行為の発生はなかったと認識している。 当団体は、国土交通省をはじめ、中小企業庁等からの周知依頼を受け、会員企業に対する啓もう活動や注意喚起を実施している。 また、中小企業庁から送付されたパンフレット及びポスターを掲示し、会員企業からの講習会・セミナー参加者が閲覧できるようにしている。	当団体の会員企業の多くは中小企業であり、大企業である荷主との価格交渉に苦戦していると思われ、荷主への強力な働きかけを期待する。	2024年問題を踏まえ適正賃金への値上げを実現するため、事業の一層の効率化や適正料金の収受に向けた取組が急務となっている。効率化は既に限界にきているため、適正料金の収受に向け業界団体として声を大にして働きかけを行いたいところであるが、過去の経験から活動が消極的にならざるを得ない。
【所管：国土交通省】 経営トップが先頭に立って社内・取引先に発信を行った。 社内審査を実施し、本社・子会社を含めて関係部署と情報を共有した。	社内的にも対外的にも会社の取組を発信することで効果があったと思われる。	より多くの会員が積極的に取り組めるよう協会からの発信を継続していく。
【所管：国土交通省】 ・取引先との交渉記録を残し、段階的に価格転嫁交渉を行ってきた。 ・異業種との料金比較をした上で、交渉を行ってきた。 ・安価な契約をしている取引先リストを作成した上で、価格転嫁交渉をしてきた。 ・原価計算に基づき、価格転嫁交渉を行ってきた。	・効果には温度差があると感じている。 ・価格転嫁が物価上昇に追いついていないと感じる。 ・優位的地位の濫用や買いたたきに対して、取引先の理解を得やすくなってきたと感じている。	・取引先（荷主）の理解が得られない場合、取引先（協力会社）への価格変更が難しい実態にあると考える。 ・継続的に価格転嫁交渉に努めていくことが重要であると考え。 ・事業者にとって価格転嫁はマストであり、今後も重要な対応と考える。
【所管：国土交通省】 特に実施したことはない。	ある程度効果があったと判断している。	関係各社との連携を密にし断続することが必要。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（12） 道路貨物運送業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 <u>○一般貨物自動車運送業、集配利用運送業</u> 業界内における適正取引が進んでいない状況を踏まえ、主要な元請事業者や、業界内の取引が多いメーカー等の主要物流子会社をメンバーとして、適正取引を促進するために会議を2回開催し、理解と協力を呼び掛けた。 さらに、令和5年6月に関係閣僚会議で取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」を踏まえ、7月に「トラックGメン」を設置し、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者への監視体制を強化した。 また、荷待ち、荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料等も含めて適正に転嫁できるように、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」を立ち上げ、「標準的な運賃」の引上げ等、所要の見直しを図るよう検討を進めている。	<u>○一般貨物自動車運送業、集配利用運送業</u> 価格転嫁の状況は、令和4年度の自主点検時よりも改善しており、施策の取組には一定の効果があったものと考えられる。一方で、発注者、受注者のいずれにおいても価格転嫁を受け入れていない又はできていない事業者が一定数あったことから、引き続き取組が必要と考える。	<u>○一般貨物自動車運送業、集配利用運送業</u> 11月、12月においては、トラックGメンの「集中監視月間」として、全トラック事業者を対象にした調査を行い、より監視を強化する。また、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」においては、年内に見直しの方針を示す等、取引適正化に資する取組を継続する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(13) 各種商品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 サプライチェーンなどに関わる下請の起用はないが、年次自主点検を行っている。	今回の当団体での自主点検において、下請法違反行為は確認されなかった。 今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく点検依頼などがあった場合には、当団体会員企業に展開し、法令遵守状況の実態把握に協力をする。	関係省庁から提供いただく下請法に関連する情報などについても、今まで同様に、会員企業に周知徹底/意識啓もうを図り、当団体の遵法性の強化に繋げていく。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 価格転嫁を促進するため、 ①新たに解釈が明確化された部分の独占禁止法Q&A（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216_1_2.pdf）の周知 ②「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」のチラシ（https://www.jftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf）の周知 ③業界団体と経済産業省との政策懇談会の場にて、業界に対しての働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、設問2において令和4年と比較し1社「一部転嫁できている」から「おおむね転嫁できている」となっており増加がみられた。 また、設問4において、令和4年と比較し、「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。」と回答した社数が2社減っていた。 これらのことは、商社業界において、直近1年間で行った取組に多少の効果があったことを示している。一方で、改善されたとはいえその社数は少なく、まだ改善の余地はある。	今回、実態に即した回答を回収できたことにより、官民で今後改善すべき点を共有することができたものと思料。 今後、中企庁と原局が連携して、改善すべき取引実態や調査への更なる協力について、業界団体との定期連絡会の場を活用するなどコミュニケーションを強化すべき。 業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切な環境整備を進めていく。 今回、短期間に回答項目の重複したアンケートが複数送付されたことにより、回答率が低かった。さらに正確に実態を把握するためには、より多くの企業の協力を取り付けることが重要。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（14） 飲食料品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国税庁】 当団体では、円滑な価格転嫁などに基づく取引適正化については重要であると考えており、さらに、酒類卸売業者は免許事業者として、酒類の特性等を踏まえて「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の3①に基づき制定された「酒類の公正な取引に関する基準」を遵守すべき立場にもあることから、公正な取引の推進に向けた取組を進めてきた。 政府等における価格転嫁を巡る施策の内容（具体的には例えば、①「転嫁円滑化施策パッケージ」、②独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査、③国税庁が実施している「酒類の取引状況等実態調査」に関する情報など）については、各地区の団体を通じて組合員企業に周知するとともに、当団体のホームページにも関連情報を掲載し、さらに、各種会議等において業界特有の留意点を含めてそれらの内容を説明し、関係者間における認識の共有等に努めた。	酒類卸売業界では、従来から、酒類の特性等を踏まえて「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の3①に基づき制定された「酒類の公正な取引に関する基準」を遵守した公正な取引の推進に向けた取組を進めてきており、それらに加えて、政府等が進めている円滑な価格転嫁などの取引適正化に向けた施策の周知・認識の共有化のための取組によって、価格転嫁の重要性を認識しつつ個々の取引を円滑に行っているものと評価・認識している。	当団体では、引き続き、政府等における価格転嫁を巡る施策の動向等についての情報収集と周知等を行っていくことにより、傘下団体の組合員企業が、価格転嫁の重要性等を認識し、取引適正化に努めていくことが重要と考えている。
【所管：農林水産省】 当業界内においては下請法等に沿って適正に業務が実施されていると認識しており、当団体として改めて適正化に向けた取組を行う必要はないと認識している。	—	—
【所管：農林水産省】 下請法違反行為に関する情報の提供及び相談。	あまり効果があったとは言えない。	商慣行等によるところも多く、国による監督指導をお願いしたい。
【所管：農林水産省】 「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を制定、10月10日付ホームページ上に公開した。	—	—

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（14） 飲食料品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 「適正取引の推進と生産性向上に向けた自主行動計画」の策定・役員会での承認とホームページへの掲載。今回のアンケート調査の要請・回答集約。	まだ具体的な効果にはつながっていない。	各地域単協への「適正取引の推進と生産性向上に向けた自主行動計画」内容の周知。（メール・文書送付・会合での説明会等）
【所管：農林水産省】 中企庁にて取り組まれている「取引適正化にかかる自主行動計画書」を当団体として作成し、ホームページへの掲載にて周知を行っている。	取引適正化について理解することについて、違反事例が発生しないように努めている。	基本は現状維持となるが、具体的な案内があれば、取組を進めていく。
【所管：農林水産省】 メール送信及びHP掲載している会報とメール配信により会員への周知と取組要請を行った。 1 会報 2022年11月号：11月は下請取引適正化推進月間です。2023年2月号：独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果が公表されました。 6月号：食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査結果に基づく協力要請がありました。 8月号：適正取引に向けた自主行動計画※を策定しました。 9月号：下請かけこみ寺を御案内します。 2 メール配信 中小企業庁事業「適正取引講習会eラーニング」の御案内(2023年6月) パートナーシップ構築宣言への登録について(依頼)(2023年10月) ※適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画は8月2日に策定し、8月3日付会長名文書にて会員に送付し、取組推進を依頼。	適正取引の取組、パートナーシップ構築宣言やその検討等をしている会員はいるが、具体的な適正取引の取組をしていない会員やパートナーシップ構築宣言を知らない会員もいる。また、他団体へ回答した会員も一定数いるものの、回答率からみても、適正化の取組に対する関心が高いとは言えないと史料する。	引き続き、会報やメール配信を行い、その内容を充実強化する。特に関係サイト掲載している動画など分かりやすいコンテンツを紹介する等により、会員の関心を高め、取組を進めていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（14） 飲食料品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 公正取引委員会より送られてくる要請文を会員に送り周知を図った。	労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分についての質問に対し、回答者のうち、一部転嫁できているとの回答を含め90%以上が転嫁できているとの回答があり効果はあったと思う。	パートナーシップ構築宣言を知らなかったとの回答が多かったことを反省し、今後より一層の周知徹底を図る。
【所管：農林水産省】 取引先との透明性・公正性、合理性ある取引を実現し、「不公正と思われる取引」の是正を図ることを目的として「取引実態調査」をこれまで計16回実施。その結果をもって監督官庁である農林水産省をはじめ、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁のほか、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の取引先関連団体に対して、不公正と思われる取引の是正を求めてきた。 また、令和4年と令和5年は組合員の原料代・諸経費の高騰を調査し（諸経費高騰調査）、結果を公表した。一般紙等に向けて記者会見も行い、業界への理解を促した。	「取引実態調査」「諸経費高騰調査」とともに一定の効果はあったと考えている。 「諸経費高騰調査」に関しては、猛暑により令和5年農産物の品質の低下が大きな問題となっている中で会見を行ったため、業界紙のみならず一般紙やネット、地上波でも一部が取り上げられた。	引き続き調査は行っていくとともに、情勢により必要な取組が発生した場合、都度対応していく。
【所管：農林水産省】 組合員への取組み推進について、機会あるごとにパンフレットなどPDFやメールでの注意喚起を行っている。	客観的な評価は難しいが、感触としては、組合員が理解し取り組んでいると考えている。	継続的な取組が効果あると考えるので、今後も、機会あるごとに注意喚起を実施していきたい。
【所管：農林水産省】 大幅な値上げについて、取引適正価格に向けて各社から値上げ根拠を聞くため、合同説明会を開催した。	組合内の理解は高まったものの、顧客の理解がなかなか得られず、市場価格差が発生している。各社の値上げが同時ではなく競争の原理が働くので顧客の理解が得にくい。値上げ取組中、安い価格で案内することがあるため小売店の方が安価な場合がある。取り組んだ効果は認められるものの、実際の取引価格が日経商品相場等（物流費やその他の販売コストを考慮しない指標）で決定される商習慣であるため、転嫁は一部にとどまる。	各社は値上げに対して、特約店経費（商品・経費・配送）についても考慮し、すべての顧客に期日を切り一斉に取引適正化を実施し値上げをする業界のルール化が必要と思われる。また、コストの価格転嫁が適正に行われているかを確認することや、商品価格以外の販売コストを転嫁する必要性を製販が協力して顧客に訴える施策が必要。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（14） 飲食料品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 参加事業者への情報共有。	事業者からの回答にあるように効果があったと考える。	今後も参加事業者への状況共有を実施し最適な取引を継続する。
【所管：農林水産省】 特になし。	特になし。	当団体の取引対象の中心となる農産物は、他の工業製品やサービス業とは異なり、コスト見合い分をその都度、価格に転嫁することは難しい面もある。
【所管：農林水産省】 会員・組合員へ情報誌、メール等にて周知をした。	あまり効果があったとは思えない。	更なる周知を図っていく。
【所管：農林水産省】 情報提供による発信。	アンケート回収状況が約三分の一程度であり実態がよくつかめない状態である。	連絡等はメールで行っており今後も基本情報提供の形になる。 また、総会等の際、情報提供等を行いたいと考えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（14） 飲食料品卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国税庁】 下請法等の法令上問題となる不適正な取引が行われないう、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、酒類の取引状況等について調査し、酒類業者に対し改善指導等を行った。 また、業界団体の会合などのあらゆる機会を通じて「酒類の公正な取引に関する基準」等の周知・啓発を行った。	令和4年度国税庁実績評価において、左記の取組に係る指示・指導事項の改善割合の実績値が、当庁の目標値を上回っており、今般の自主点検においても価格転嫁等について、おおむね転嫁が図られていることから、当庁の取組は効果があるものと認識している。	より一層の取引適正化に向け、引き続き取引状況等の調査を行うとともに「酒類の公正な取引に関する基準」等の業界団体等に対する周知・啓発に努める。
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表された際や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」が公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対し周知を実施。 また、2023年4月には、農林水産省で実施した食品等流通調査の結果に基づき、業界に対し、取引適正化に向けた一層の協力依頼を実施。	取引先事業者に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたり、取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたりといった行為があったとする事業者が存在していたものの、その後の状況について、改善したり、改善に向けて取り組む姿勢を有する事業者もあり、取引適正化に向けた周知等の働きかけは一定の効果があったものと評価。 一方で、改善に向けた姿勢が不十分であると見受けられる事業者も存在しているので、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要性を認識した。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。 また、この度、「買いたたき」等に関し、管理体制を構築していないとする事業者や、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を実施していないとする事業者、パートナーシップ構築宣言の取組を認識していない事業者が存在することから、引き続き、関係者に対し、パートナーシップ構築宣言の取組など、取引適正化に向けた自主的な取組を促してまいりたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（15） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 ①自主行動計画の改定および会員への周知 ②自主行動計画の「徹底プラン」の策定及び会員への周知 ③自主行動計画フォローアップ調査の実施 ④法遵守状況の自主点検の実施 ⑤役員会での上記諸活動の報告及びパートナーシップ構築宣言の要請	・会員企業の回答から、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の受入れ、減額や支払遅延の禁止は遵守されているが、価格交渉・価格転嫁の要請への対応において未だ改善の余地はあると理解した。 ・今般の調査以外で、パートナーシップ構築宣言実施済との回答が令和4年8月時点で22.3%だったが、令和5年11月時点で30.9%に増加したことも効果の顕れと認識している。	今般の自主点検及びフォローアップ調査結果から出てきた課題を来年度の自主行動計画及び「徹底プラン」改定に反映させ、周知・啓発、そして調査・分析、報告のPDCAサイクルを回していくことで、取引適正化の着実な浸透を図りたい。
【所管：経済産業省】 毎月、当会の役員・幹事向けに業況アンケートを実施。売上数量・金額、収益状況、需要動向や地域の特殊事業、ユーザー（需要家）の動向、信用問題などについて調査している。また、令和5年10月18日（水）に東京商工リサーチの担当官を講師に招き、リモートで与信管理セミナーを開催した。	業況アンケート結果は関連会議においてメーカー商社、行政機関、マスコミにも提出している。取引が適正に行われているのか実態を知る重要な資料として好評を博している。	業況アンケートは引き続き調査し、時系列を知るためにも良い方法と考える。今後もセミナーなどを開催し、会員企業の取引が適正にできるよう支援していく。
【所管：経済産業省】 今回の自主点検からはおおむね適正な取引を行っていると考えているが、例えば、「適正取引講習会e-ラーニング」「2023年9月の価格交渉月間の実施について」等について引き続き会員企業に周知してまいりたい。	会員企業の回答状況から一定の効果があつたと思うが、従業員10名以下の会員企業も多いため継続して周知に努めたい。	今回の会員企業の回答状況から多くの会員企業は適正な取引を行っていると認識しているが、引き続き周知等の対応に努めたい。
【所管：農林水産省】 下請法違反行為は発生していないが、制度の適正な実施に向けた周知を行っている。	効果はあつたと考えている。	引き続き、周知に努めることとする。
【所管：農林水産省】 当団体のホームページや機関誌にて、周知を行っている。	一定の効果はあつたと考える。	引き続き関係省庁からの情報については、当団体ホームページ、機関誌にて周知をしていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（15） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 鉄鋼業界が令和5年10月26日に自主行動計画を改定し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めたことで、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業界を含むサプライチェーン全体での価格転嫁を促進した。	自主点検の結果、「発注者」の立場としては、設問1において「おおむね転嫁を受け入れている」と回答している事業者が76%確認できた。 他方、「受注者」の立場としては、設問2において「おおむね転嫁できている」と回答した事業者が46社と少ない。これは、サプライチェーン全体で、価格転嫁の項目についての下請法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進める必要がある。	各コスト上昇に対して、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進められるよう、業界全体へ周知を徹底する。
【経済産業省】 化学業界における卸売業者内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言 ③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、業界内の太宗の企業は例えば設問1・5の回答でもわかるとおり、「転嫁を受け入れている」「一部転嫁を受け入れている」と回答があり、発注先との価格交渉・価格転嫁の要請に応じている行動が確認できる。 一方、化学に関しては1社、 ○問3において「取引価格に据え置いたことがある」と回答 ○「社内管理体制構築」について、設問10-2において「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答 ○「パートナーシップ構築宣言」について、設問11において「宣言しておらず、宣言することも検討していない」と回答していることがそれぞれ確認できた。これはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行うことの重要性について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。	引き続き取引適正化に関する重要性について理解してもらうことが必要であり、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、取引適正化に関する説明会や企業・団体間が体制構築の事例について意見交換できる場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（15） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果や、令和4年12月公表の「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果等を、所管団体を通じて事業者へ情報共有し、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為について周知徹底した。	回答のあった企業のうち、ほとんどの企業が発注者の立場において労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れており、取引適正化に向けて一定の効果があったと考えている。一方で、受注者としては、一部の事業者においては、「ほとんど転嫁できていない」という回答もあり、引き続きの取組が必要。	関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が今後も行われるよう、適時適切に関連省庁からの情報提供等を行う。このような取組が重要と考えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（16） 機械器具卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 令和5年6月、支部を通じ全国の会員に対し電子メールにて、中小企業庁「下請法に係る適正取引講習会」を案内した。	会員は日常業務があるため、「下請法に係る適正取引講習会」のようなeラーニングを活用した講習は受講も行いやすく、社内展開も行いやすいことから効果があると思われる。	今後は支部を通じた情報発信に加え、委員会などを通じて更なる周知を図りたい。
【所管：厚生労働省】 上部団体の案内を会員企業に周知。	会員の通常業務は下請関係にない。また、委託事業を有する会員の実態は不明で効果も不明。	委託事業を有する会員企業向けの啓発を検討。
【所管：農林水産省】 特段ない。	—	一層の情報提供をお願いする。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（16） 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 機械器具卸売業における価格転嫁を促進するため、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始に当たり、事業者団体を通じた会員企業への周知を実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果を見ると、問1において、「おおむね転嫁を受け入れている」、または、「一部転嫁を受け入れている」と回答した事業者が大半だが、「ほとんど転嫁を受け入っていない」と回答した事業者が一定程度存在する。また、問5においても、「価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じている」と回答した事業者が大半である一方で、「応じていない」と回答した事業者が一定程度存在することが確認できた。 「取引価格の据え置き」については、「従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」と回答し、かつ、今後の対応として、「現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない」、または、「文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない」と回答した事業者が一定程度存在することから、一部において、「価格交渉促進月間」等の周知による業界への浸透が図れていないことがうかがえる。 「パートナーシップ構築宣言」については、「そもそも知らなかった」と回答した事業者が全体の3割以上を占めていることから、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大に向けた取組の実施も必要である。 下請法遵守に関して、経営トップによる情報発信等を実施している事業者もみられる一方で、「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答した事業者も一定程度存在することから、事業者におけるアクションを促し、着実に現場レベルへの浸透を図っていく必要がある。	自主点検の結果を踏まえ、業界への更なる浸透を図るべく、引き続き、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始に当たり、事業者団体を通じた会員企業への周知を徹底するとともに、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組を実施することで、下請法に関する理解の醸成を図り、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を更に進めていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（16） 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【厚生労働省】 上部団体からの案内を会員企業へ周知している。	医療機器販売業（卸）は、医療機関からの発注に基づき、医療機器メーカーから仕入れて医療機関へ販売していることから、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁という考え方にはなじまないと考えている。	原材料費やエネルギーコストの上昇によりメーカーが卸売価格の値上げを行った場合には、この分を医療機関への販売価格に転嫁できるものと考えており、医療機器販売業者と医療機関と間の取引において、こうした価格転嫁を妨げ、取引当事者の一方が不利益を被るような実態があれば、関係先に対して適正な取引を促すなどの対応が必要であると考えている。
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表された際や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」の公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対し周知を実施。	令和4年の調査結果を踏まえれば、おおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた大幅な改善策等の必要性は低いものと思料される。 一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要がある。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（17） 飲食料品小売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 業界団体として「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の策定・改定を行い、これに基づき適宜、会員への適正取引関連の法令や、パートナーシップ構築宣言などに関する情報提供、周知活動を、行政や他の業界団体などとも連携して実施している。	仕入価格やエネルギーコスト、人件費などあらゆるコストが高騰する中で、これだけ多くの会員が価格転嫁をおおむね受け入れていると回答があったことは、施策が十分に会員に伝わり、理解をいただけたものと認識している。	実際の取引における適正化が一層進むことが最重要課題であり、人手不足が深刻化する会員事業者の事務負担が重ならない適正化推進への取り組みが求められると考える。また、消費者に商品を販売する小売業が、販売価格にコストを転嫁することが非常に難しい立ち位置にあることも御認識いただき、消費者が価格転嫁に対する理解を深めていただく施策を一層充実させていただきたいと考える。
【所管：農林水産省】 機関紙に下請法の運用強化の流れとコンプライアンスのあり方について掲載。	機関紙掲載による判例研究やコンプライアンス遵守に向けた記事は各社の法務担当が勉強のため保存しており一定の効果はあるが、傘下企業向け勉強会等も定期的に行うことが必要と考える。	機関紙への定期的な掲載によるコンプライアンス遵守への意識づけや毎月開催の「法務問題研究会」でテーマとして取り上げる頻度を上げる等の取組を進めていきたいと考える。
【所管：農林水産省】 適宜、会員に対して取引適正関連の情報発信を行っている。	会員が価格転嫁を受け入れていることから、効果はあったと考える。	関係省庁等からの周知に対し、継続して会員に情報提供を行っていく。
【所管：農林水産省】 会員及びその組合員への連絡、周知の実施、取組についての認識の連絡を各階層での内部会議において通達を行う。	各会員内において、細部組織に至るまで連絡をし、周知徹底は行き届いているものと思う。	今後につきましても引き続き会員及び組合員向けに情報提供および周知徹底を呼び掛けていく。
【所管：農林水産省】 毎年、理事会通常会員合同会議において公正取引委員会より、会員企業トップに向けた講演をいただいている。このほか、適正取引自主行動計画のフォローアップ調査、食品流通調査、パートナーシップ構築宣言の周知と要請価格交渉月間、下請取引適正化推進月間の周知など、様々な機会をとらえて会員への働きかけを行なっている。	数年前と比較しても改善傾向に向かっており、効果は上がっていると考えている。	引き続き様々な機会をとらえて会員に対し、周知啓もうとともに働きかけを行なっていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（17） 飲食料品小売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 会員専用Webサイトでの情報発信や啓もうに加え、トップや現場責任者の集まる研修会の場で、「インフレ下における商品値上げ対応」をテーマに情報交換を実施し、各社対応策を検討いただいた。	今回のアンケートを確認すると、価格転嫁を受け入れていない企業がないことから、一定の啓もうになっていると考えている。	事業者については、値上げを否定的に捉えるのではなく、適正な価格転嫁については受け入れ、営業収益をどのように確保するかといった検討が引き続き必要。 ただ、著しい燃料の高騰などについては、事業者単体での努力だけでは限界。引き続き政府の支援策を期待する。
【所管：農林水産省】 ・独占禁止法、下請法等の関係法令等の周知徹底 ・協会作成のコンプライアンス・プログラムによる担当者の意識啓発 ・公正取引委員会と通常会員経営層との懇談会の実施 ・下請法等の運用状況、各種実態調査報告書等の配布による課題の共有 ・公正取引委員会が実施する各種講習会等への参加の呼び掛け ・顧問弁護士による会員企業からの照会等への対応	継続して実施することが効果を生むものと考えている。	回答した取組内容の精査を図りつつ、継続して実施する。
【所管：農林水産省】 ・会員向けに最近の違反状況等を踏まえた情報提供を随時実施している。 ・会員の要請に応じて公正取引に関する学習会を実施し、公正取引の理解と遵守を促進している。	ある程度の効果はあったと思われるが、定量的に検証したことはない。	引き続き、公正取引の遂行に関する情報提供及び、学習会等を通じた啓もうと注意喚起を図っていく。
【所管：農林水産省】 行政からの情報周知。	各社の取組を把握しきれていないことから、効果の有無は不明である。	—
【所管：農林水産省】 情報通達（定期送付物等）	特に検証は行っていない。	現在検討中である。
【所管：農林水産省】 会員・組合員へ情報誌、メール等にて周知をした。	あまり効果があったとは思えない。	更なる周知を図っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（17） 飲食料品小売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国税庁】 下請法等の法令上問題となる不適正な取引が行われないう、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、酒類の取引状況等について調査し、酒類業者に対し改善指導等を行った。 また、業界団体の会合などのあらゆる機会を通じて「酒類の公正な取引に関する基準」等の周知・啓発を行った。	令和4年度国税庁実績評価において、左記の取組に係る指示・指導事項の改善割合の実績値が、当庁の目標値を上回っており、今般の自主点検においても価格転嫁等について、おおむね転嫁が図られていることから、当庁の取組は効果があるものと認識している。	より一層の取引適正化に向け、引き続き取引状況等の調査を行うとともに「酒類の公正な取引に関する基準」等の業界団体等に対する周知・啓発に努める。
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表された際や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」の公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対し周知を実施。 また、2023年4月には、農林水産省で実施した食品等流通調査の結果に基づき、業界に対し、取引適正化に向けた一層の協力依頼を実施。	取引先事業者に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたり、取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたりといった行為があったとする事業者が存在していたが、その後の状況について、改善したり、改善に向けて取り組む姿勢を有する事業者もあり、取引適正化に向けた周知等の働きかけは一定の効果があったものと評価。 一方で、改善に向けた姿勢が不十分であると見受けられる事業者も存在しているので、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要性を認識した。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。 また、この度、「買いたたき」等に関し、管理体制を構築していないとする事業者や、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を実施していないとする事業者、パートナーシップ構築宣言の取組を認識していない事業者が存在することから、引き続き、関係者に対し、パートナーシップ構築宣言の取組など、取引適正化に向けた自主的な取組を促してまいりたい。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（18） 機械器具小売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 令和5年6月、支部を通じ全国の会員に対し電子メールにて、中小企業庁「下請法に係る適正取引講習会」を案内した。	会員は日常業務があるため、eラーニングを活用した講習は受講も行いやすく、社内展開も行いやすいことから効果があると思われる。	今後は支部を通じた情報発信に加え、委員会などを通じて更なる周知を図りたい。
【所管：経済産業省】 直近では令和5年10月5日、下請取引適正化推進月間に絡み、イントラネット（組織内プライベートネットワーク）による各都道府県協会を通じての傘下会員販売店へのリーフレット配布、オートオークション会場等でのポスターの掲示等周知活動を依頼した。	各都道府県協会によってポスターの掲示やオートオークション開催時のアナウンス等に留まっているなど周知方法や取組にはばらつきがある可能性があり、オークション参加者など傘下会員販売店の一部にしか情報が伝達できていないケースがあると考えられる。	イン트라ネットを利用した都道府県協会を通じた定期的な周知活動においては、傘下会員販売店宛添書のひな形を作成する等、都道府県協会の作業省力化のための工夫を検討する。 加えて、本部から傘下会員販売店へ直接的に情報伝達可能な月刊広報誌の誌面やホームページ等を活用した周知活動を行うことを検討する。
【所管：経済産業省】 会員向け研修会等の実施 ・下請法に関する勉強会、取引における透明性と公正性を確保するための取引条件や契約内容について他業界情報をを用いての研修会の実施。 ・賛助会員からは下請法に関しての正しい理解と運用につながるとの意見が多数あった。	効果あり ・賛助会員社からは、取引適正化に向けての法規理解を得られたとの評価あり。 ・公正な取引を確保するためには、取引条件や契約内容について正会員社との定期的な協議を行い、過去取引に忖度する事なく相互合意を確認していくことが必要であるとの認識が浸透しつつある。	コンプライアンス関連の委員会、分科会での討議、検討、自主規制の継続 ・透明性向上:取引条件や価格について情報開示促進を行い、関係者間の情報格差を解消させる。また、業界全体での透明性を高めるために、取引に関する情報共有プラットフォームやデータベースの構築を検討する。 ・適正競争環境の構築:不当な独占や排除的取引の防止、公正な価格競争の促進を目指し、業界内での競争ルールや倫理規範の策定、遵守を徹底する。 ・コンプライアンス教育と啓発活動:倫理規範、企業コンプライアンスポリシー、取引適正化規則制定やそれを周知徹底する施策提案を行う。 ・長期的パートナーシップの構築:製販が取引適正化のため信頼関係を築き、協力し合い、共に成長するためのフレームワークを構築する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（18） 機械器具小売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 公正取引委員会が令和4年末公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査結果」を団体企業向け機関紙（R5年2月号）で紹介し、注意喚起した。	取引適正化への認識は少し高まったのではないかと受け止めている。 なお、小規模事業者（受注者の立場）からは価格転嫁が一部しかできないとの回答も多くみられる。このことは、価格転嫁を受け入れている反面、取引相手先には一部しか転嫁できていない状況を反映している。	—

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（18） 機械器具小売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 機械器具小売業における価格転嫁を促進するため、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始に当たり、事業者団体を通じた会員企業への周知を実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果を見ると、問1において、「おおむね転嫁を受け入れている」、または、「一部転嫁を受け入れている」と回答した事業者が大半だが、「ほとんど転嫁を受け入っていない」と回答した事業者が一定程度存在する。また、問5においても、「価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じている」と回答した事業者が大半である一方で、「応じていない」と回答した事業者が一定程度存在することが確認できた。 「取引価格の据え置き」については、「従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」と回答し、かつ、今後の対応として、「現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない」、又は、「文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない」と回答した事業者が一定程度存在することから、一部において、「価格交渉促進月間」等の周知による業界への浸透が図れていないことがうかがえる。 「パートナーシップ構築宣言」については、「そもそも知らなかった」と回答した事業者が全体の3割以上を占めていることから、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大に向けた取組の実施も必要である。 上記のとおり、下請法遵守に関する認識が不十分であることが確認できたが、経営トップによる情報発信等を実施している事業者もみられることから、経営トップ層に留まらず、着実に現場レベルへの浸透を図っていく必要がある。	自主点検の結果を踏まえ、業界への更なる浸透を図るべく、引き続き、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始に当たり、事業者団体を通じた会員企業への周知を徹底するとともに、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組を実施することで、下請法に関する理解の醸成を図り、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備をさらに進めていく。 ※事業者団体からの回答には、機械器具小売業に加え、機械器具卸売業を業とする事業者からの回答も含まれている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（18） 機械器具小売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表された際や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」の公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対し周知を実施。	取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に対応しており、取引適正化に向けた周知等の働きかけは一定の効果があったものと思料。 一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要がある。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（19） 不動産取引業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 不動産業においては、下請法対象の対象業務が限られているため、特に下請法遵守に限定した取組はしていない。 上記とは異なるが、パートナーシップ構築の周知を実施（特に請負契約における価格転嫁の促進を実施）。	—	—
【所管：国土交通省】 下記について、都度、会員向けに周知を実施。 (1)下請取引適正化推進月間の実施について 公取企第241号20230915中庁第5号令和5年10月4日 (2)2023年9月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼20230810中第6号令和5年8月29日） (3)パートナーシップ構築宣言について 事務連絡令和5年8月中小企業庁国土交通省 (4)パートナーシップ構築宣言に関する御依頼 事務連絡令和5年4月17日国土交通省不動産・建設経済局 不動産業課 (5)円滑な価格転嫁の実現に向けて（要請） 公取企第34号 令和5年3月15日 (6)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について 事務連絡令和4年12月6日経済産業省製造産業局素材産業課長国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (7)下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について 国不建推第56号国不専建第47号令和4年12月1日 (8)下請取引の適正化について 公取企第253号令和4年11月25日 (9)下請取引適正化推進月間の実施について 公取企第143号20220913中庁第3号令和4年10月5日	今回の回答結果を踏まえると、回答した取組は、適正化に向けて効果があったのではないかと考えられる。	引き続き会員向けに適切に周知を実施。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（19） 不動産取引業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 会員周知の実施。	会員の啓発に一定の効果はあるものと思料される。	取引適正化に向けた呼び掛けを継続的に行いたい。
【所管：国土交通省】 国土交通省等からの周知依頼に対して、適宜HPに掲載する等周知啓発を行っている。 〔具体例〕 ・下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（8月） ・パートナーシップ構築宣言に関する周知（1月、4月、8月）	一定の取引適正化を促進したと考える。ただし、パートナーシップ構築宣言については、いまだ認知度が低い結果である。	アンケート結果によると状況は最悪より改善がされていることがうかがえる一方、昨今のコスト上昇が継続している状況を踏まえると、引き続き取引価格の適正化を行う必要があると考えられる。 特に、パートナーシップ構築宣言については、認知度がまだまだ低い結果が浮き彫りとなっており、更なる周知が必要である。
【所管：国土交通省】 特になし。	—	国の機関から周知依頼があった際は、会員に対し徹底した周知に励みたい。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業 不動産業界団体に対し、以下を発出した。 「パートナーシップ構築宣言に関する御依頼」（令和5年4月17日国土交通省）、「パートナーシップ構築宣言について」（令和5年8月中小企業庁国土交通省）	○建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業 自主点検結果を見るに、取引適正化に関し一定の効果はあるものと考えている。	○建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業 引き続き業界に対して必要な情報提供や周知を行っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（20） 不動産賃貸業・管理業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 これまでは、具体的な取組は実施していない。	—	当団体会員は、主に中小業者であることから発注者の立場である場合は、受注先からの要望をなるべく受け入れるように努力していると思われるが、受注側となると発注者側の対応があまり協力的でないように思える。 当団体としても、今後は本法律の趣旨に鑑み継続的な啓発活動を実施すべきと考えている。
【所管：国土交通省】 国土交通省並びに公正取引委員会等からの通知依頼に関して、会員社へ適宜発信を行った。 令和5年9月14日マンション管理業界の元請と下請間の適正取引における自主行動計画を公表した。	自主行動計画を策定、公表して間もないため、自主行動計画による効果は見えないが、今回のアンケート結果を踏まえると、会員社の取引適正化への意識は高くなってきていると考える。	自主行動計画を策定、公表して間もないため、引き続き会員社への取引適正化に関する案内等を通じて、意識を高めていく。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○不動産管理業 公正取引委員会が公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」（令和4年12月27日）等を踏まえ、令和5年2月、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等について、所管省庁名で業界団体を通じて業界に周知文書を発出した。	○不動産管理業 自主点検の結果、設問1について、発注者として価格転嫁をおおむね受け入れている又は一部受け入れているとの回答が9割以上であった。 また、上記取組に特に関係のある設問3について、「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。」との回答が6割以上、同じく設問4について、「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。」との回答が8割以上であり、周知した文書の趣旨も踏まえ、価格転嫁におおむね適切に対応いただいているものと認識している。	○不動産管理業 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」における業界団体を通じた周知・普及啓発を行う等、引き続き適切な価格転嫁の促進に向けて、業界団体とよく連携し、周知を行っていくことが重要と考える。また、令和5年中に業界団体として業界内の自主行動計画を新たに策定したことなども踏まえ、業界団体とよく連携して取り組んでいくことが重要と考える。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（21） 広告業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 広告業においては、社内監査を実施し、改善点を経営トップ・担当役員・担当部署と共有する他、経営トップが、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修に参加し、取引適正化を重視する姿勢を示すなどの取組が行われた。	傘下企業からの回答では、おおむね価格転嫁ができていたという回答があり、適正化が行われていると考える。	現時点では適正に価格転嫁が行われているものと考え、今後も取引が適正に行われるよう、左記回答の取組を引き続き行う。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（22） 技術サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 業界における取引が適正に行われるよう、国土交通省や公正取引委員会及び中小企業庁の指導等について会員への周知・徹底に努めた。 また、会員においては、独占禁止法遵守研修会の取組などを実施した。	法違反等があったとは聞いておらず、一定の効果はあったと考えている。 価格転嫁はおおむね実施されているが、パートナーシップ構築宣言の認知・対応が十分ではないと考える。	今後とも、取引適正化に向けて国土交通省や公正取引委員会及び中小企業庁の指導が遵守されるよう、会員への周知・徹底を図っていききたい。 また、会員への研修会等の実施拡大などの働きかけを行うなど、パートナーシップ構築宣言についても引き続き周知を図っていききたい。
【所管：国土交通省】 当団体からは、特段の取組を実施していない。	本件に係る取組は実施していないが、回答は少数ながら、回答を見る限り、適正な取引はおおむね実施されていると考える。	多くの会員企業が他の業界団体にも加盟しており、当団体は技術開発・普及に係る活動が中心のため、本件に関する当団体への回答は少数となっているが、回答を見る限り、現状の各社取組を継続していただければよいと思う。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（22） 技術サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 ・補償コンサルタント業は、主に公共事業の実施に必要な公共用地の取得に係る業務を行っているが、その受注は、公共事業の施行者（発注者）が定める業務費積算基準による予定価格に基づいて適正な入札によって行われ、発注者が定める業務仕様書等の規定に基づいて実施することが求められるものである。 ・労務単価をはじめとする業務費積算基準や業務仕様書等は、公開されており、補償コンサルタント業者は、業務量に応じた適切な業務費に係る情報を共通に得ていることから、業界内での価格の転嫁は円滑に行われる業態であると思料。 ・異業種間の取引は、補償コンサルタントが行う業務の特性から、少ないものと考えられる。また、その業務費構成も大半が直接人件費であり、材料費等についても業務費積算基準に規定されるものであることから、その部分における異業種間の取引についても価格転嫁は円滑に行われるものと思料。 ・なお、団体会員においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が進められているところであるが、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、さらに当団体としても周知等を進めた。	問10－2の回答等を踏まえ、多くの団体会員が、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、真摯に取り組んでいることが確認されており、業界内の価格転嫁が円滑に行われていると考える。	引き続き団体会員において、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が進められているところであるが、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、さらに協会としても周知等を進めてまいる所存である。
【所管：国土交通省】 建設業適正取引推進機構との意見交換。地区協会等における研修等の実施。	有効である。	今後とも当業界の特性を踏まえつつ、適正な取引に努める。
【所管：国土交通省】 概要等の周知。	おおむね対応されていると考えられる。	今後「転嫁円滑化施策パッケージ」をはじめとした取組や法遵守の必要性等について周知等を行うことで、一層の取引の適正化に向けた取組を実施していくことが重要と考える。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（22） 技術サービス業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○建築設計業（建設コンサルタント）、測量業 業界における取引が適正に行われるよう、国土交通省や公正取引委員会及び中小企業庁の指導等について会員への周知・徹底に努めた。また、会員においては独占禁止法遵守の研修会を実施した。 ○地質調査業 建設業適正取引推進機構との意見交換や、地区協会等における研修等を実施した。 ○建築設計業（補償コンサルタント） 補償コンサルタント業は、主に公共事業の実施に必要な公共用地の取得に係る業務を行っているが、その受注は、公共事業の施行者（発注者）が定める業務費積算基準による予定価格に基づいて適正な入札によって行われ、発注者が定める業務仕様書等の規定に基づいて実施することが求められる。 労務単価をはじめとする業務費積算基準や業務仕様書等は、公開されており、補償コンサルタント業者は、業務量に応じた適切な業務費に係る情報を共通に得ていることから、業界内での価格の転嫁は円滑に行われる業態であると思料。 異業種間の取引は、補償コンサルタントが行う業務の特性から、少ないものと考えられる。また、その業務費構成も大半が直接人件費であり、材料費等についても業務費積算基準に規定されるものであることから、その部分における異業種間の取引についても価格転嫁は円滑に行われるものと思料。 なお、協会会員においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が進められているところ、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、さらに協会等の協力を得ながら、周知等を進めていく。 ○建築設計業（建築物設計・工事監理） ・事業団体から業界内に対する「転嫁円滑化施策パッケージ」の概要資料等を周知した。	○建築設計業（建設コンサルタント）、測量業、地質調査業 事業者団体における自主点検の結果等を踏まえ、各業界における取組に一定の効果があったと考えている。取引先事業者との価格転嫁状況は、業界内（同業種間）、異業種間の取引ともに、取引価格における労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分の価格転嫁は、おおむね対応されているものと受け止めている。 ○建築設計業（補償コンサルタント） 問10-2の回答等を踏まえ、多くの協会会員が、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、真摯に取り組んでいることが確認されており、業界内の価格転嫁が円滑に行われていると考えられる。 ○建築設計業（建築物設計・工事監理） 事業者団体における自主点検の結果等を踏まえれば、業界内（同業種間）、異業種間の取引ともに、取引価格における労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁はおおむね対応されていると考えられる。	○建築設計業（建設コンサルタント）、測量業、地質調査業 各事業者におかれては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が実施されているところであるが、管理体制が構築されていない事業者も少なくないことを踏まえ、国土交通省としては、下請取引適正化に係る取組や法遵守の必要性等に関する周知等について、事業者団体とも連携して進めていきたいと考えている。 ○建築設計業（補償コンサルタント） 引き続き協会会員において、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備や研修が進められているところですが、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、さらに協会等の協力を得ながら、周知等を進めていく所存。 ○建築設計業（建築物設計・工事監理） 今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」をはじめとした取組や法遵守の必要性等について周知等を行うことで、一層の取引の適正化に向けた取組を実施していくことが重要と考える。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（22） 技術サービス業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 業界全体として、下請法が遵守されている状況であり、特別な対応は実施していない。	－	今後とも業界団体と連携しながら、必要な情報提供を行っていく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（23） 協同組合

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 ・当団体主催の全国会議等を通じ、会員向けに直近の情報や注意事項に関する情報提供 ・会員に対する農林水産省主催研修会への参加呼び掛け ・当団体主催の会員向け研修会において、弁護士より独占禁止法・下請法に関する講義を実施 ・会員に提供するコンプライアンスマニュアルひな形において、独占禁止法を遵守することを明記 ・会員向けに提供する内部監査補助資料として、独占禁止法・下請法に関するチェックリストを提供	・当団体会員については、取引の適正化に向けた取組が進んでおり、過去には問題となり得る行為を行った経過のある会員もほぼ全てが既に改善を行っているなど、当団体の独占禁止法・下請法理解促進に関する取組には一定の効果が認められる。 ・一方で、少数ではあるが独占禁止法・下請法への理解が不十分である回答も見受けられるため、当団体としてもより一層の理解促進に取り組んでまいりたい。	・現在の取組に効果が認められるため、引き続き、会員向けに情報の周知や資料の提供等を継続して行うことを予定している。 ・会員の全部署・職員へ独占禁止法・下請法に関する意識づけが行われるよう、今後とも周知徹底を呼び掛けてまいりたい。
【所管：農林水産省】 ・行政庁からの周知依頼文書（価格交渉促進月間の実施等）については、速やかに会員向けに電子メールや本団体ホームページ等を通じて展開し、管内の会員への周知を依頼している。 ・業界団体の役職員向け研修に当団体職員（主に監査担当部署）が出講した際に、直近の公正取引委員会の調査結果や独占禁止法Q & A等の資料を活用しながら、下請法・独占禁止法上問題となり得る行為について説明し、取引適正化に向けた役職員の理解向上を図っている（10月から）。 ・なお、事業者向け調査の問1において「ほとんど転嫁を受け入れていない」との回答が51件（回答数の1割弱）あったが、取引先事業者からの価格交渉・転嫁に関する申出の有無に関する選択肢がなかったため、「取引先事業者から価格交渉・転嫁に関する申出・相談が全くなかったため、結果として価格転嫁を行わなかった」のか「取引先事業者から価格交渉・転嫁に関する申出を受けたにもかかわらず価格転嫁に応じなかった」のかが判然としない状況。	・電子メールや当団体ホームページ等を通じた周知にも一定の効果はあったと考えるが、業界団体の役職員向け研修や各種会議を通じ、資料や具体的事例を交えながら説明した方がより効果的であるため、今後、継続的に取り組むこととしたい。	・当団体職員が業界団体の役職員研修に出講する際は、できる限り独占禁止法（優越的地位の濫用につながるおそれのある行為）・下請法についてもテーマに取り上げ、役職員の理解向上を図る。 ・業界団体向け研修・各種会議等で独占禁止法・下請法の周知を図るように推進する。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（23） 協同組合

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 水産庁による「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の策定（2021年）を受け、同ガイドラインの概要やこれを踏まえた法令遵守に係る対応方途等について、県域での研修会等の機会を通じて継続的に周知を実施。 また、2023年9月には会員に対し「不祥事対応・未然防止の手引き（共通版）」を発出。同手引きは、水産業協同組合法施行規則に規定されている不祥事件のほか、漁協の事業運営にかかる他法令（下請法を含む）の事案も対象としている。 同手引きのほか、同9月には漁協の体制強化に資するべく、「経済事業における不正・不祥事未然防止に向けた自主点検・内部監査チェックリスト」も発出しており、様々な機会を活用してこれらの周知・浸透に取り組んでいる。	取引適正化に係る周知・浸透はおおむね図られた一方で、一部はいまだ途上との回答が散見。下請法に係る重大な不祥事件は発生していないと認識しているが、コスト上昇分の価格転嫁がおおむねできているとの回答割合が、発注者の立場と受注者の立場で一定の差異が存在することに鑑み、取引適正化やこれに必要な施策の周知は継続的に行っていくことが必要。	取引適正化の重要性や上記の手引・チェックリスト等は単発的な周知に留めず、必要に応じて繰り返して行うことにより、更なる認知度の向上に努めていく。また、「パートナーシップ構築宣言」のように、業界内での認知度が低い施策もあることから、必要に応じこれらの紹介も行い、更なる意識づけにつなげていく。 このほか、コンプライアンスの徹底については、次期運動方針（2025年度～）での対応を含め、取り組んでいく。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

（23） 協同組合

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 <u>○農業協同組合</u> 下請取引適正化月間に実施される下請法に係る講習会への参加を促すとともに、事業体の規模が大きく、価格協議や価格転嫁の取組が不十分な全国団体に対しては、個別にヒアリングを実施し、改善に向けた取組を促した。 <u>○漁業協同組合</u> 令和3年11月に策定した「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に基づき、漁協系統に対する指導を行っているほか、当該ガイドラインに関する相談窓口における対応、当該窓口に係るポスターやパンフレットの配布等を実施している。 また、毎年、漁協の監督行政庁である都道府県庁に対してヒアリングを実施し、適正取引に係る問題等が発生していないか確認しており、下請法遵守の取組が不十分な漁協がある場合は、適切に指導するよう、注意喚起を行っている。 <u>○森林組合</u> 公正取引委員会等からの要請を受けて、価格転嫁や下請取引の適正化等についての要請文書を団体に周知した。 全国の都道府県森林組合連合会の役職員が参集する会議において、下請法に違反する行為が行われないよう注意喚起するとともに、中小企業庁の違反行為情報提供フォームの活用など、取引の適正化に向けた適切な対応を要請した。	<u>○農業協同組合</u> 個別ヒアリングを行った全国団体においては、価格協議の実態把握や改善に向けた取組がされていることを確認している。 また、法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、全国団体等と連携し、引き続き研修会への参加を促していく。 <u>○漁業協同組合</u> ガイドラインの内容について、漁協系統内で継続的に研修会等の機会を通じて周知・浸透に取り組んでいるところであり、また、現在まで下請法等に係る重大な不祥事件は発生していないと認識していることから、一定の効果はあるものと考えている。 一方で今後、下請法等の違反に発展する危険性のあるような回答も一部に見受けられることから、継続的に取引適正化に向けた周知の徹底や確認を行っていくことが必要。 <u>○森林組合</u> 回答結果では、価格転嫁はおおむねできており、取組の効果が一定程度あったものと考えられるが、取引価格についての明示的な協議の実施や法遵守に向けた内部管理体制など、対応が不十分と考えられる項目が認められることから、引き続き事業者への情報提供や要請が必要である。	<u>○農業協同組合</u> 組合等において下請法等の遵守に向けた取組がされるよう、中小企業庁や全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に注意喚起を行う。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。 <u>○漁業協同組合</u> 引き続き取引適正化に係る施策等の周知の徹底や、都道府県ヒアリングを実施する。 <u>○森林組合</u> 取組が不十分と考えられる項目（取引価格についての明示的な協議の実施や法遵守に向けた内部管理体制など）に重点を置きつつ、価格転嫁や下請取引の適正化等について引き続き事業者への情報提供や要請を行う。

公正取引委員会

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検（概要）

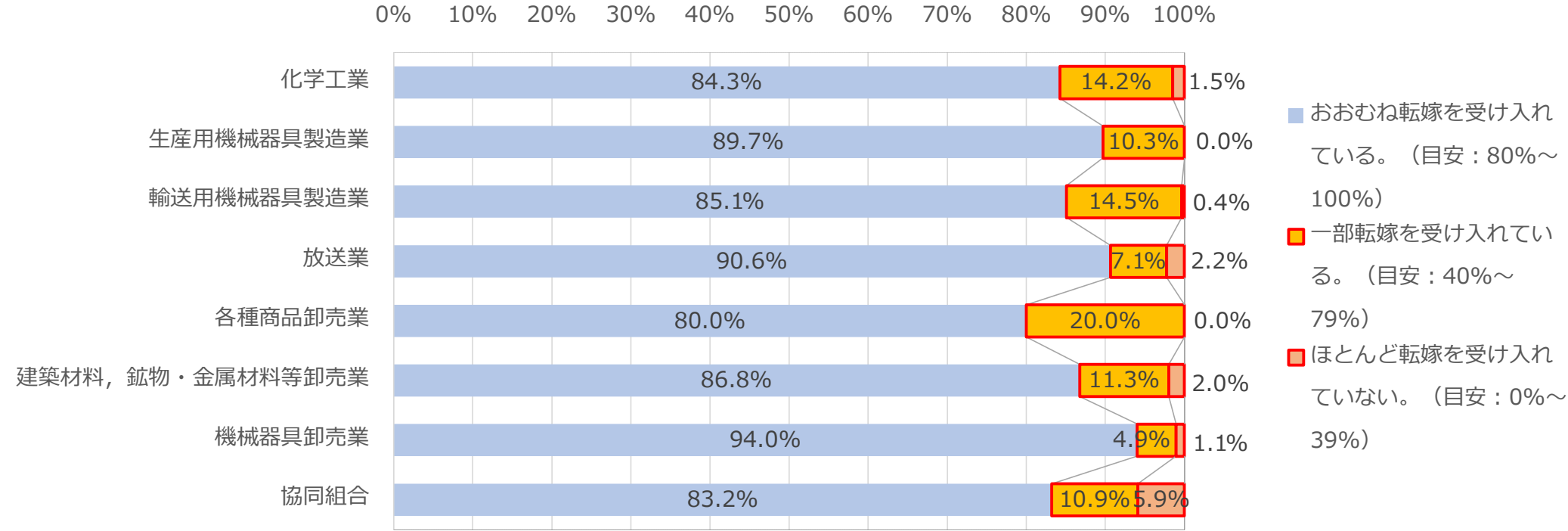
番号	業種名（注）	回答割合	所管省庁
1	化学工業	18.5%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	生産用機械器具製造業	32.1%	経済産業省
3	輸送用機械器具製造業	36.0%	経済産業省、国土交通省
4	放送業	49.3%	総務省
5	各種商品卸売業	14.3%	経済産業省
6	建設材料、鉱物・金属材料等 卸売業	24.7%	農林水産省、経済産業省
7	機械器具卸売業	12.7%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
8	協同組合	46.9%	農林水産省
8業種平均		29.3%	-

（注1）業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。
 （注2）回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識

問1 取引先事業者（物流事業者）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。



第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為（1） 買いたたき

問2-1 「問題につながるおそれのある主な事例」に該当する行為（下表）と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある主な事例	8業種（合計）		
	ある	ない	合計
荷主は、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。	6.9%	93.1%	100.0%
荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、過去に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。	0.8%	99.2%	100.0%
荷主は、一定の積載量を有するトラックでなければ積載困難な量の貨物の運送を委託したにもかかわらず、より小型のトラックの運賃を一方的に適用した。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。	0.4%	99.6%	100.0%

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
における法遵守状況の自主点検結果
3 問題につながるおそれのある行為（2） 支払遅延

問2－2 「問題につながるおそれのある主な事例」に該当する行為（下表）と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある主な事例	8業種（合計）		
	ある	ない	合計
荷主は、担当者が事務処理を失念し、あらかじめ定めた期日に運賃の支払ができなかったため、物流事業者に請求日を遅らせた請求書を再作成させた上、当初定めた期日より遅れて支払った。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、自社の計算ミスを原因として支払をあらかじめ定めた期日より遅らせた。	0.3%	99.7%	100.0%

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為（3） 減額

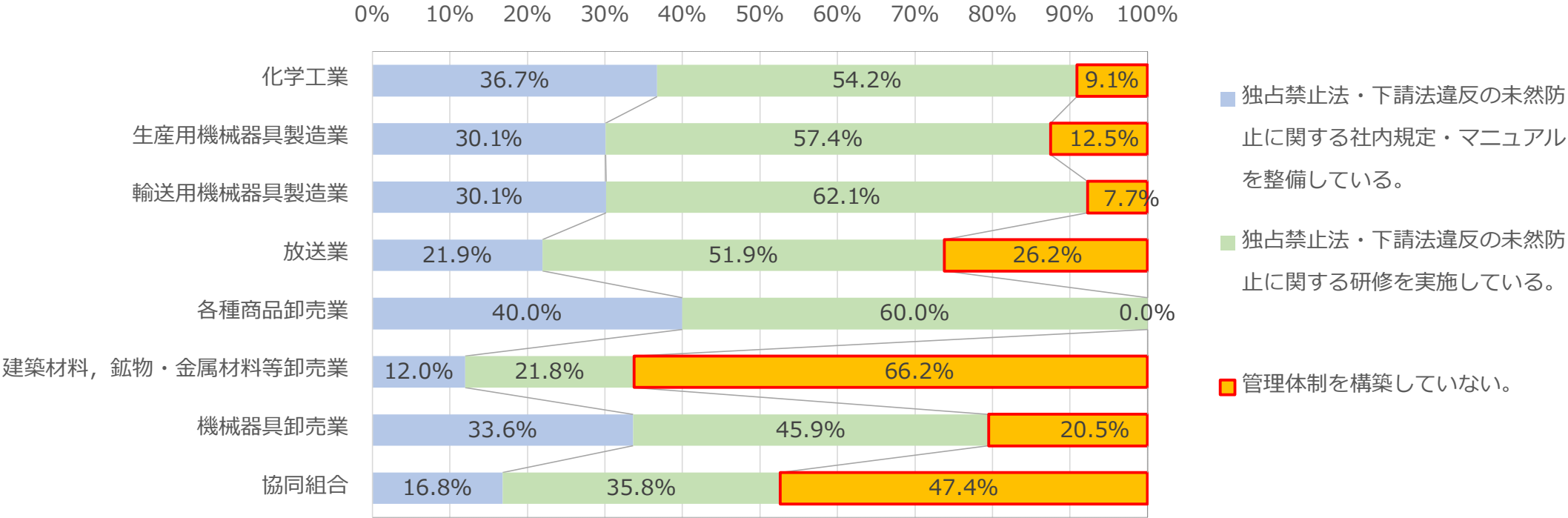
問2－3 「問題につながるおそれのある主な事例」に該当する行為（下表）と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある主な事例	8業種（合計）		
	ある	ない	合計
荷主は、物流事業者に定期的に運送を委託している配送先における自社商品売上げの低迷を理由に、一方的に運賃を減額した。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、運賃のうち端数を切り捨てて支払った。	0.2%	99.8%	100.0%

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

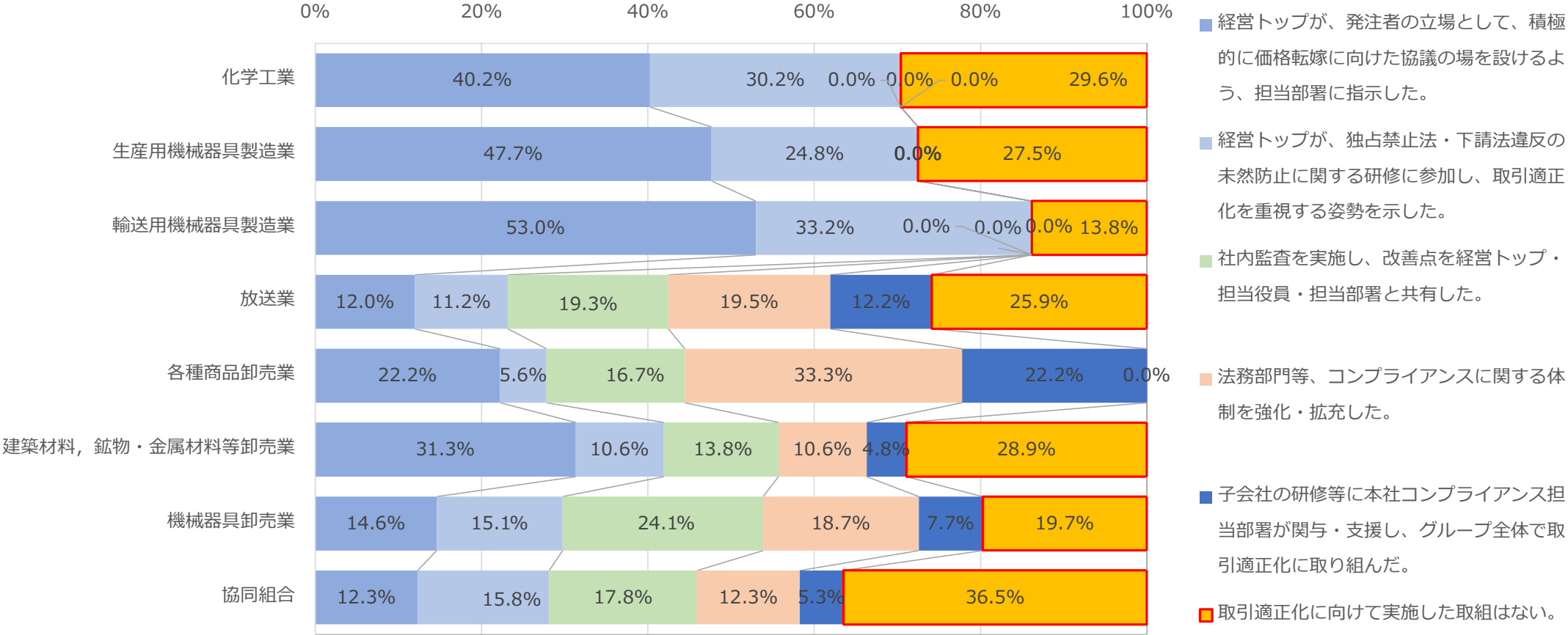
問3-1 独占禁止法違反・下請法違反に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。



第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問3-2 直近1年間において、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（1）化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 ①自主行動計画の改定および会員への周知 ②法遵守状況の自主点検の実施 ③当団体主催会合での「独占禁止法順守ガイドライン」の読み合わせ	・会員企業のごく一部で買いたたきに該当する行為の回答があったが、それ以外は支払遅延、減額の禁止を含め法が遵守されている状況を認識した。 ・独禁法は会員企業個社においても管理体制の構築・教育等がなされており、協会の取組がどこまで寄与したのか、客観的な根拠は示しがたい。	今般の調査対象となった「優越的地位の濫用」のみならず独禁法全体を化学業界におけるコンプライアンス上の最重要法令の一つと位置付け、継続的な啓発に今後も取り組んでいく。
【所管：経済産業省】 自主点検結果を踏まえて監督官庁から指摘された事項を会員会社理事に周知するが、そのほかに団体としての具体的な取組は実施していない。	会員企業全社が資本金3億円以上の企業であり、社内研修の実施等の取組がしっかりとなされている等、取引適正化に対して前進していると考ええる。	これまでどおりの対応で問題ない考える。
【所管：経済産業省】 当団体内の各種会合において「独占禁止法遵守ガイドライン」を継続的に周知している。 官庁等から届く調査、呼び掛け、周知等の依頼文書を即時全会員に転送開示し、情報の共有化や認識の向上を図っている。	ホットな情報をそのままダイレクトに展開することで、また継続的に周知を続けていることで、意識の維持向上が図られ、今回の自主点検の回答では、問題につながる行為はほぼないという結果で、効果的だったと考えている。	今後とも取引適正化に向けて具体的な情報、通達、調査、呼び掛け等の情報展開し、周知を継続していくことは重要であると考えている。
【所管：経済産業省】 当団体内の会員企業向けに、公取OBの専門家を講師に迎え、下請法及び独禁法に関する講習会を開催した。約200名が参加。	独禁法・下請法遵守に関する会員企業の意識の向上、理解の促進に役立った。	引き続き会員企業向けの講習会等により、周知・意識向上を図っていきたい。
【所管：経済産業省】 ・政府関係者を講師とした会員向け物流2024年問題セミナー（法令順守を含む）の開催：2023年6月。 ・当会物流委員会による物流2024年問題対応等の成果事例集の発行。 ※その他、政府から関連周知依頼があれば、会員広報を実施している。	・セミナー参加者等の関心は高く、適正化の意識は高まっていると思われる。	・今後も、関連広報の周知等に努めたい。 ・当団体会員の特に大手は発荷主が主であると思われるが、物流事業者との取引の適正化は着荷主との協力が必要との意見もみられ、サプライチェーンで取り組む必要がある。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（1） 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 独占禁止法の概要について、年度末に公正取引委員会より講習を行ってもらった。	回答のあった社のほとんどで、取引適正化の努力をしている。	-
【所管：農林水産省】 当団体会員においては、本自主点検も通じて法令遵守の取組が浸透しており、独禁法、下請法等の違反行為が発生しないよう、当団体としては、国からの通知等の情報について会員への周知に努めている。	一定の効果があったと考えている。	独占禁止法等について遵守されており、今後とも関連情報等の提供に努めていく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果
 5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（1） 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 化学業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に取引適正化できる環境整備を進めていく。	自主点検の結果、業界内の太宗の企業は例えば設問1の回答でも分かるとおり、「転嫁を受け入れている」「一部転嫁を受け入れている」と回答があり、発注先との価格交渉・価格転嫁の要請に応じている行動が確認できる。 一方、一部で「ほとんど転嫁受け入れができていない」と回答する企業がいるとともに、化学業界全体における課題として主に下記3点が挙げられる。 ○「社内管理体制構築」について、 ・設問3-1において「管理体制を構築していない」と回答している事業者が計9社 ・設問3-2において「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答している事業者が計15社 それぞれ確認できた。これはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行うことの重要性について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。	引き続き取引適正化に関する重要性について理解してもらうことが必要であり、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、取引適正化に関する説明会や企業・団体間が体制構築の事例について意見交換できる場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効。
【厚生労働省】 上部団体からの案内を会員企業へ周知している。	今回のアンケート結果からみる業界の現状の傾向としては、おおむね価格の転嫁を受け入れていることから、一定の効果はあったと考えている。	法遵守に向けた社内管理体制を構築していないと回答した企業が10社あったことから、引き続き周知活動を継続していく必要があると考えている。
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」が公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際に、業界に対して周知を実施。	調査結果を踏まえれば、おおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた周知等の働きかけは一定の効果はあったと考えられる。一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要がある。	おおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた大幅な改善策等の必要性は低いものとするが、引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（2） 生産用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 政策委員会及び物流部会等の複数の部会等において、物流問題について政府の担当官や専門家を招いて講演会を開催することにより、取引適正化を含む物流問題全般に関する普及啓発を実施した。	不明である。	啓発活動を継続していく。
【所管：経済産業省】 政府からの周知依頼に対応し、会員に諸施策を周知した。協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有を図った。	効果があったと考える。	引き続き、政府からの周知依頼に対応するとともに協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有に努める。
【所管：経済産業省】 政府の要請に基づく、物流の自主行動計画策定に向けた作業を実施中。	現段階では、計画の策定中であり、効果は未定。	自主行動計画の策定後、各社の物流に関する活動内容の把握等を行い、改善が必要が場合は適宜対応を検討したい。
【所管：経済産業省】 下請取引適正化に係る配慮要請（エネルギー高騰、自然災害時の配慮）を都度、適正取引に向けた自主行動計画の改定版を作成し会員向けに周知（8月）、下請取引適正化推進月間（11月）の周知などを行った。	効果があった。	物流2024年問題に対応するため半導体製造装置業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画も作成しており、こちらも合わせて実効性を上げていきたい。
【所管：経済産業省】 当業界内では、物流事業者との取引における独禁法違反行為等の話は聞かれないので、一般的な取引適正化に向けた取組として以下を行った。 ・下請Gメンヒアリングに基づく改善指摘などを踏まえ、当会の「協力企業との適正取引推進に向けた自主行動計画」の改定版を作成。 ・会員企業向けにメルマガを使って、下請取引適正化推進月間のPRを行った。 ・11月17日に下請取引適正化セミナーを実施。	一定の効果はあったと考える。回答した会員企業数は取引適正化のアンケートよりも回答者数は多かったが、まだ回収率は50%未満なので、未回答の企業が「問題につながるおそれのある事例」にある行為などを行っていると考え、取組が不十分であったとも取れるので、次回は回収率を更に高めるための対策を練りたい。	物流事業者との取引においては、当業界ではそれほど課題は抱えていないと思われるので、引き続き取引適正化に向けた取組の一部として、実行していきたい。また、ロボットを製造する業界ということから、日常生産している機械類を物流事業者を利用していただくことで、物流事業者の省人化、効率化につながるという観点から、どのような取組ができるのか考えていきたい。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（2） 生産用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 会員企業では、おおむね適正な価格設定、価格協議体制が整備されており、特別な活動は不要と判断している。理事会など対面会議機会を通じ、会員代表者向けに取引適正化に関する普及啓発を行う。	おおむね適正な状態が維持されており、活動による明確な効果は感じられない。 今後についても、現状が維持されるよう取組を継続していく予定である。 会員回答数が20%弱にとどまっており、業界としての実態把握は不十分である。回答会員数を拡大させ、現在の業界傾向が変わらないようにしたい。	業界全体の実態把握のため、回答数を増やす必要があり、会員各社への取組の説明を行っていききたい。具体的には、機関紙、会報などで取扱いコーナーを設けるなどを検討したい。
【所管：経済産業省】 会員向けメール発信による取引適正化の推進についての呼び掛けを実施。	現状の評価はできていない。	必要に応じ、会員向けメール発信等により取引適正化の推進について呼び掛けを実施。
【所管：経済産業省】 関連省庁より提供のある関連情報について会員企業へ周知。	おおむね転嫁できている状況なので、少なからず効果はあったものとみている。	関連省庁より提供のある関連情報について会員企業への周知を行う。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（2） 生産用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組 ②下請取引自主行動計画の改定・フォローアップ ③物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインの周知・自主行動計画の策定要請 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、物流事業者との取引に係る価格転嫁の設問においては「おおむね価格転嫁できている」と回答している業界団体が多数であることが確認でき、同業界における物流事業者への価格転嫁については、大きな問題が生じていないと考える。	業界内における価格転嫁を促進するため、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。具体的な取組の内容としては、次のとおり。 ①「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。 ②「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等と呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。 ③「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の周知及び自主行動計画の策定要請等を行う。 なお、改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（3） 輸送用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 2024年問題等を踏まえて、荷主として責任ある取組が重要と認識しており、令和5年の自主行動計画改定に当たり、「物流費については、荷主の立場で適正な運賃水準を十分に協議する」を明記、取組を推進している。	今回の自主点検結果を踏まえると、コスト上昇分の価格転嫁の受け入れ等はおおむね受け入れられており、一部で生じた支払遅延も改善された。	引き続き自主行動計画や徹底プランへの取組を浸透させていく。また2024年問題への対応として、国土交通省や経済産業省、ほか業界団体とも協議を重ね、「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を策定（物流業務の効率化・合理化）しており、着実に実行していく。
【所管：経済産業省】 物流事業者との取引に限定した内容ではないが、「取引適正化対応Web説明会」を中企庁と経産省自動車課と開催した。その中で「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことが、独禁法上の「優越的地位の濫用として問題となるおそれがある」という独禁法Q&A明記部分の説明をして、会員企業への独禁法上の注意喚起をおこなった。また、サプライチェーン全体で適正に価格転嫁に向けた業界における物流に関する具体的な取組として、燃油代の高騰に対し、いち早く、当団体ホームページに価格指標ツールを掲載し、サーチャージの考え方と自動計算を織り込み、分かりやすく確認できるようにした。	説明会等を通じて、広く会員企業へ取引適正化に関する内容を周知しており、徐々にではあるが、推進活動が会員企業に根付いてきており、効果は出ていると推察している。	自主行動計画フォローアップ調査の分析結果などを会員企業へ説明する説明会を設け、今後も、関係省庁と連携して、会員企業への取引適正化に関する訴求活動を継続し、取引適正化の更なる推進を図っていきたい。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方 （3） 輸送用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：国土交通省】 下請法遵守状況の自主点検を実施した。	各設問に回答することにより、認識を新たにすることで取引適正化に向けて効果があったと考える。	回答者数を増やすことにより、更に効果を上げる。
【所管：国土交通省】 傘下企業に対して、定例会合その他様々な機会を捉えて、下請関連法令等の遵守や適正取引を通じた取引先との信頼関係強化について要請を行った。	今般の自主点検結果を踏まえ、一定の効果があったものとする。	引き続き、傘下企業に対して下請関係法令等の周知徹底等に努め、取引適正化に向けた取組を実施していく。
【所管：国土交通省】 国土交通省が策定した「船舶産業取引適正化ガイドライン」に基づく自主行動計画を作成し、会員造船所に周知・啓もうした。	問題につながるおそれの行為について、事業者から該当行為に係る回答はなかったため、一定の効果はあったものとする。	引き続き、当団体にて作成した自主行動計画を会員造船所に周知・啓もうする。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（3） 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 輸送用機械器具製造業における取引適正化を促すため、政府全体の取組として、自主行動計画の改定や徹底プランの策定に向けた働きかけや、物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインの策定、「価格交渉促進月間」等に関する事業者団体を通じた会員企業への周知及び「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言を実施。 加えて、業所管省庁として、事業者団体が定期的に実施している議論の場に参加し、取引適正化に向けた取組に関する意見交換や、事業者団体が主催するセミナーにおいて、取引適正化に係る政府の取組に関する説明や取引適正化の必要性に関するメッセージの発信等を実施し、業界内で取引適正化を実現していくために必要な環境整備を進めた。	自主点検の結果、問1において、「おおむね転嫁を受け入れている」、又は、「一部転嫁を受け入れている」と回答した事業者が大半だが、「ほとんど転嫁を受け入っていない」と回答した事業者が1社いることが確認できた。 問2においては、「運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた」と回答した事業者が1社、「自社の計算ミスの原因として支払をあらかじめ定めた期日より遅らせた」と回答した事業者が2社存在するが、運賃の据置きについては、現在は協議の上、価格の引上げを実施、支払遅延については、エラーの修正を行い、再計算の上、速やかに支払処理を完了させており、原因究明と再発防止策も実施している。 上記のとおり、一部において、引き続き改善すべき点が見受けられるが、取引適正化に向けた取組が着実に進んでいると評価することができ、業界全体に取組の効果がより一層浸透するよう取り組んでいく。	自主点検の結果を踏まえ、取引適正化について、業界への更なる浸透を図るため、「価格交渉促進月間」等の周知を徹底するとともに、引き続き、業界との取引適正化に向けた意見交換を粘り強く行っていく。また、事業者団体が策定する「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」に関して、必要に応じて意見交換の場を設けるなど、業界の取組を後押ししていく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方 （3） 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近 1 年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【国土交通省】 ○鉄道車両・同部分品製造業 ・下請法遵守状況の自主点検を実施した。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・事業者団体における定例会合等の機会で傘下企業に対し下請関連法令等の遵守や適正取引を通じた取引先との信頼関係強化について要請を行った。	○鉄道車両・同部分品製造業 ・定期的を実施することで、再認識を促せるため、効果があったと考える。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・自主点検の結果、自身が荷主となる場合における物流事業者との取引価格について、おおむね価格転嫁を受け入れていることが確認され、問題につながるおそれのある行為についてもほぼ行われていないと解されることから、一定の効果はあったと考えられる。 ・他方、独占禁止法・下請法違反を防ぐための社内における管理体制が未構築との回答が一定数確認されることから、取引適正化に向けた管理体制の構築が行われるよう努める必要がある。	○鉄道車両・同部分品製造業 ・未回答企業へのヒアリング等を実施する。 ○船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・船舶産業事業者が荷主になる場合において、価格転嫁が円滑に行われ、独占禁止法・下請法の観点で問題となる買いたたき・支払遅延・減額が行われなくなるように独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規程・マニュアルの整備、研修が行われるよう、事業者団体を通じて傘下企業に対し周知・啓発していく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（4） 放送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：総務省】 当団体会員社からは調査回答とともに、令和4年同様、「物流事業者との取引がない」、「ほぼ全てが大手の物流事業者との取引で、一方的に提示された金額を支払わざるを得ない状況である」といったコメントがあった。 調査の結果、問題につながるおそれのある事例はほとんどないと考えられるが、行政からの注意喚起、ガイドライン講習会の案内などについて、都度、会員社に文書とメールで周知している。	問1で「おおむね転嫁を受け入れている」、問2以降で「ない」の回答が多数を占めていることを踏まえると、広く独占禁止法の趣旨が理解されていると思われる。	法遵守の徹底に向けて引き続き注意喚起を促すとともに、当団体や放送コンテンツ適正取引推進協議会による講習、情報の周知等の取組を進めていく。
【所管：総務省】 加盟社の物流事業者との取引は少ないが、買ったとき、支払遅延、減額した実績はほぼなく、おおむね価格転嫁を受け入れていると考えている。	放送事業と同様に、物流事業者に対しても法遵守に向けた意識は浸透しているものと考えている。	法遵守の向上に向けて、今後も定期的な周知に取り組む。
【所管：総務省】 下請法に関する取組は行っているが、物流事業者との取引に限定した取組は実施していない。	上記のとおりだが、結果としてはおおむね転嫁できていると考えている。	令和5年10月に発足したタスクチームにて下記の活動を検討しているが、フォーカスに「物流事業者」も加えて実施することとする。 ・放送コンテンツに製作取引適正化に準拠した独自研修会の実施 ・業務を軽減するノウハウ、仕組みの事例共有、将来的な共通システム的な展望についてフィジビリティ検討 ・「パートナーシップ構築宣言」を業界推進するため、先行事業者ヒアリングし、検討した会社が宣言できるための情報提供の場作り 継続的に具体的で分かりやすい施策を実施していくことが必要。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（4） 放送業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【総務省】 前回の自主点検においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね転嫁できているとの結果だったが、少数ながら、「ほとんど転嫁を受け入れていない」、「法遵守に向けた社内管理体制を構築していない」といった回答も見受けられたことから、パートナーシップ構築宣言の活用や転嫁円滑化施策パッケージに関する取組の周知等を行ってきた。	今回の自主点検においても、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね転嫁できているとの結果であり、また、公正取引委員会による「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」（令和5年6月1日公表）における「問題につながるおそれのある主な事例」に該当する行為もほぼ行われていないという結果であることから、回答した取組については、一定の効果があったものと考えられる。	一部で、少数ながら「ほとんど転嫁を受け入れていない」といった回答もあることから、引き続き、パートナーシップ構築宣言の活用や転嫁円滑化施策パッケージに関する取組の周知等を通じて取引適正化を図っていきたい。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（5） 各種商品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 物流業者を直接起用する事業機会はないが、年次自己点検を行っている。	今回の当団体での自主点検において、独禁法違反行為は確認されなかった。 今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく点検依頼などがあった場合には、当団体会員企業に展開し、法令遵守状況の実態把握に協力をする。	また、関係省庁から提供いただく独禁法に関連する情報などについても、今まで同様に、会員企業に周知徹底/意識啓もうを図り、当団体の遵法性の強化につなげていく。

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 価格転嫁を促進するため、 ①新たに解釈が明確された部分の独占禁止法Q&A（ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216_1_2.pdf ）の周知 ②「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」のチラシ（ https://www.jftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf ）の周知 ③日本貿易会と経済産業省との政策懇談会の場にて、業界に対しての働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果、設問2－1の（買ったたき）の箇所では、荷主の事務処理ミスによる物流業者への支払遅延に関して、令和4年1社確認できた一方で令和5年は0社と、改善がみられた。また、設問3－1において、令和4年度は管理体制を構築していない企業が1社確認できた一方で、令和5年度は0社という回答が得られた。これらのことから、回答した取組には、多少の効果があったと考える。	今回、実態に即した回答を回収できたことにより、官民で今後改善すべき点を共有することができたものと思料。 今後、中企庁と原局が連携して、改善すべき取引実態や調査への更なる協力について、業界団体との定期連絡会の場を活用するなどコミュニケーションを強化すべき。 業界内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切な環境整備を進めていく。 今回、短期間に回答項目の重複したアンケートが複数送付されたことにより、回答率が低かった。さらに正確に実態を把握するためには、より多くの企業の協力を取り付けることが重要。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（6） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 ①自主行動計画の改定および会員への周知 ②法遵守状況の自主点検の実施 ③当団体主催会合での「独占禁止法順守ガイドライン」の読み合わせ	・会員企業のごく一部で買いたたきに該当する行為の回答があったが、それ以外は支払遅延、減額の禁止を含め法が遵守されている状況を認識した。 ・独禁法は会員企業個社においても管理体制の構築・教育等がなされており、協会の取組がどこまで寄与したのか、客観的な根拠は示しがたい。	今般の調査対象となった「優越的地位の濫用」のみならず独禁法全体を化学業界におけるコンプライアンス上の最重要法令の一つと位置付け、継続的な啓発に今後も取り組んでいく。
【所管：経済産業省】 2023年8月4日～18日(調査期間)で業界の抱える諸問題についてアンケート調査を実施した。	2024年の物流問題で既に物流事業者から運賃値上げの交渉を受けている企業が解答者の3分の1(85社)あった。その内、「交渉し、値上げを応じた49社」、「交渉し、値上げについて検討31社」、「交渉に応じなかった0社」、「未回答3社」、「その他・物流事業者を変更2社」。	四半期に1度開催している懇談会において運営見直しをしており、状況報告のほか、業界の抱える課題について1テーマ討論することになっている。取引適正化にも関連することだが、来年1月の懇談会のテーマは「2024年物流問題について」。今後も取引適正化に向け改善策について意見交換していきたい。
【所管：経済産業省】 今回の自主点検からはおおむね適正な取引を行っていると考えているが、例えば、「適正取引講習会e-ラーニング」「2023年9月の価格交渉月間の実施について」等について引き続き会員企業に周知してまいりたい。	会員企業の回答状況から一定の効果があったと思うが、従業員10名以下の会員企業も多いため継続して周知に努めたい。	今回の会員企業の回答状況から多くの会員企業は適正な取引を行っていると認識しているが、引き続き周知等の対応に努めたい。
【所管：農林水産省】 下請法違反行為は発生していないが、制度の適正な実施に向けた周知を行っている。	効果はあったと考えている。	引き続き、周知に努めることとする。
【所管：農林水産省】 当団体のホームページや機関誌にて、周知を行っている。	一定の効果はあったと考える。	当団体の正会員様は、自社配送が殆どであり、運送会社への配送委託は少ない状況である。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（6） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 鉄鋼業界が令和5年10月26日に自主行動計画を改定し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めたことで、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業界を含むサプライチェーン全体での価格転嫁を促進した。	自主点検の結果、「着荷主」の立場としては、設問1において「おおむね転嫁を受け入れている」と回答している事業者が約78%確認できた。 他方、「発荷主」の立場としては「おおむね転嫁できている」と回答した事業者が46社と少ない。これは、サプライチェーン全体で、価格転嫁の項目についての独禁法の遵守に関する認識が不十分であることを示しているため、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進める必要がある。	自主点検の結果を踏まえ、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に基づく物流実態の改善を働きかける。
【経済産業省】 化学業界における卸売業者内における価格転嫁を促進するため、 ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施 ②自主行動計画やガイドラインの拡充・改善 等 を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に取引適正化できる環境整備を進めていく。	自主点検の結果、業界内の太宗の企業は例えば設問1の回答でも分かるとおり、「転嫁を受け入れている」「一部転嫁を受け入れている」と回答があり、発注先との価格交渉・価格転嫁の要請に応じている行動が確認できる。 一方、化学に関しては1社、 ○問2において「明示的に協議することなく据え置いたことがある」と回答 ○問3-2において「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答 していることがそれぞれ確認できた。これはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行うことの重要性について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。	引き続き取引適正化に関する重要性について理解してもらうことが必要であり、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、取引適正化に関する説明会や企業・団体間が体制構築の事例について意見交換できる場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効。
【農林水産省】 令和5年6月公表の「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」等を、所管団体を通じて事業者へ情報共有し、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為について周知徹底した。	回答のあった企業のうち、ほとんどの企業が物流事業者との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁をおおむね受け入れており、取引適正化に向けて一定の効果があったと考えている。	関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が行われるよう、適時適切な関連省庁からの情報提供等を行う。このような取組が重要と考えている。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方 （7） 機械器具卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：経済産業省】 令和4年12月14日公表の転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果を会員へ会員専用ページを活用し周知した。	アンケート結果によると、会員企業はおおむね物流事業者の価格転嫁を受け入れており、今後も継続的な情報提供を努めてまいりたい。	物流事業者との価格転嫁はおおむねできていると思う。会員企業の本業は小売業であり、卸売先はほとんどが協力会社となるため、独占禁止法違反行為はほぼ発生しないと思われる。
【所管：厚生労働省】 上部団体の案内を会員企業に周知。	おおむね転嫁されており効果はあったと考える。	特別な場合を除き多くは会員企業自体が自家配送しているところ、これまでの周知活動を継続していきたい。
【所管：農林水産省】 特段ない。	-	令和4年の調査結果を踏まえれば、当会会員はおおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた大幅な改善策等の必要性は低いものと思料される。一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、本件に関する引き続きの情報提供をお願いする。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）
 における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（7） 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【経済産業省】 機械器具卸売業における価格転嫁を促進するため、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始にあたり、事業者団体を通じた会員企業への周知を実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めた。	自主点検の結果を見ると、問1において、「おおむね転嫁を受け入れている」、または、「一部転嫁を受け入れている」と回答した事業者が大半だが、「ほとんど転嫁を受け入れていない」と回答した事業者が僅かに存在する。また、荷主と物流事業者との取引における「問題につながるおそれのある主な事例」に該当する行為と同等の行為について、「行ったことがない」と回答した事業者が大半だが、「買いたたき」および「支払遅延」について「行ったことがある」と回答した事業者が僅かに存在することが確認できた。 「法遵守に向けた社内管理体制」については、「管理体制を構築していない」と回答した事業者が全体の2割程度存在し、また、「取引適正化に向けて実施した取組はない」と回答した事業者も一定程度存在することが確認できた。 上記のとおり、独占禁止法遵守に関する認識が一部事業者においては不十分であることがうかがえるが、経営トップによる情報発信等を実施している事業者もみられることから、経営トップ層にとどまらず、着実に現場レベルへの浸透を図っていく必要がある。	自主点検の結果を踏まえ、業界への更なる浸透を図るべく、引き続き、「価格交渉促進月間」や「下請取引適正化月間」の開始にあたり、事業者団体を通じた会員企業への周知を徹底するとともに、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組を実施することで、下請法に関する理解の醸成を図り、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備をさらに進めていく。
【厚生労働省】 上部団体からの案内を会員企業に周知。	おおむね転嫁されているとの回答を得ており、一定の効果はあると考えている。 また、一部を除き多くは会員企業自体が製品を自家配送しているところ、これまでの周知活動を継続していきたい。	一部を除き多くは会員企業自体が製品を自家配送しているところ、これまでの周知活動を継続していきたい。 医療機器販売業者と物流事業者と間における不適切な取引によって、取引当事者の一方が不利益を被るような実態があれば、関係先に対して適正な取引を促すなどの対応が必要であると考えている。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（7） 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 公正取引委員会により、2022年12月に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表された際や、2023年6月に「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況」の公表された際に、業界に対し、より一層の適正取引推進に向けた取組について協力依頼を実施。 2023年3月に公正取引委員会が関係事業者団体に対し円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書を発出した際にも、業界に対し周知を実施。	令和4年の調査結果を踏まえれば、おおむね適正な取引を実施しているものとみられ、取引適正化に向けた大幅な改善策等の必要性は低いものと思料される。 一方で、今後の取引適正化の維持向上のため、引き続き、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく必要がある。	引き続き、様々な機会を捉えて、独占禁止法Q&A、下請法の「買いたたき」の解釈等について業界団体を通じて周知を行っていく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（8） 協同組合

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 ・当団体主催の全国会議等を通じ、会員向けに直近の情報や注意事例に関する情報提供 ・会員に対する農林水産省主催研修会への参加呼び掛け ・当団体主催の会員向け研修会において、弁護士より独占禁止法・下請法に関する講義を実施 ・会員に提供するコンプライアンスマニュアルひな形において、独占禁止法を遵守することを明記 ・会員向けに提供する内部監査補助資料として、独占禁止法・下請法に関するチェックリストを提供	・当団体会員については、取引の適正化に向けた取組が進んでおり、過去には問題となり得る行為を行った経過のある会員もほぼ全てが既に改善を行っているなど、当団体の独占禁止法・下請法理解促進に関する取組には一定の効果が認められる。 ・一方で、少数ではあるが独占禁止法・下請法への理解が不十分である回答も見受けられるため、当団体としてもより一層の理解促進に取り組んでまいりたい。	・現在の取組に効果が認められるため、引き続き、会員向けに情報の周知や資料の提供等を継続して行うことを予定している。 ・会員の全部署・職員へ独占禁止法・下請法に関する意識づけが行われるよう、今後とも周知徹底を呼び掛けてまいりたい。
【所管：農林水産省】 ・行政庁からの周知依頼文書（価格交渉促進月間の実施等）については、速やかに会員向けに電子メールや当団体ホームページ等を通じて展開し、管内の会員への周知を依頼している。 ・業界団体の役職員向け研修に本会職員（主に監査担当）が出講した際に、直近の公正取引委員会の調査結果や独占禁止法Q & A等の資料を活用しながら、下請法・独占禁止法上問題となり得る行為について説明し、取引適正化に向けた役職員の理解向上を図っている（10月から）。 ・なお、事業者向け調査の問1において、回答数の1割弱が「ほとんど転嫁を受け入れていない」との回答であったが、取引先事業者（物流事業者）からの価格交渉・転嫁に関する申出の有無に関する選択肢がなかったため、「物流事業者から価格交渉・転嫁に関する申出・相談がなかったため、結果として価格転嫁を行わなかった」のか「物流事業者から価格交渉・転嫁に関する申出を受けたにも関わらず価格転嫁に応じなかった」のかが判然としない状況。	電子メールや当団体ホームページ等を通じた周知にも一定の効果はあったと考えるが業界団体の役職員向け研修や各種会議を通じ、資料や具体的事例を交えながら説明した方がより効果的であるため、今後、継続的に取り組むこととしたい。	・当団体職員が業界団体向け役職員研修に出講する際は、できる限り独占禁止法（優越的地位の濫用につながるおそれのある行為） ・下請法についてもテーマに取り上げ、役職員の理解向上を図る。 ・業界団体向け研修・各種会議等で独占禁止法・下請法の周知を図るように推進する。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（8） 協同組合

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【所管：農林水産省】 水産庁による「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の策定（2021年）を受け、同ガイドラインの概要やこれを踏まえた独禁法遵守にかかる対応方途等について、県域での研修会等の機会を通じて継続的に周知を実施。 また、2023年9月には会員に対し「不祥事対応・未然防止の手引き（共通版）」を発出。同手引は、水産業協同組合法施行規則に規定されている不祥事件のほか、漁協の事業運営にかかる他法令（独禁法を含む）の事案も対象としている。 同手引のほか、同9月には漁協の体制強化に資するべく、「経済事業における不正・不祥事未然防止に向けた自主点検・内部監査チェックリスト」も発出しており、様々な機会を活用してこれらの周知・浸透に取り組んでいる。	物流事業者との取引において、独禁法違反の重大な不祥事件は発生していないものと承知しているが、一方でそのおそれのある事例に該当する可能性が懸念される回答もごく一部にあることから、必要に応じて事実確認も行いながら取引適正化の重要性や上記の手引・チェックリスト等の周知を継続的に行っていく必要があるものと認識している。	取引適正化の重要性や上記の手引・チェックリストは単発的な周知に留めず、必要に応じて繰り返して行うことにより、更なる認知度の向上に努めていく。 このほか、コンプライアンスの徹底については、次期運動方針（2025年度～）での対応を含め、取り組んでいく。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（8） 協同組合

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 <u>○農業協同組合</u> ・組合等（組合及び連合会）の指導権限を有する都道府県等に対し、令和4年度（9月～12月）及び令和5年度（9月～12月）に実施した定例のヒアリングにおいて、独占禁止法遵守の取組が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促した。 ・公正取引委員会及び都道府県と連携して、組合等の担当役職員を対象に、農業分野における独占禁止法等に係るWEB説明会（全国8ブロック）を令和5年1月から6月に実施した。 <u>○漁業協同組合</u> ・令和3年11月に策定した「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に基づき、漁協系統に対する指導を行っているほか、当該ガイドラインに関する相談窓口における対応、当該窓口に係るポスターやパンフレットの配布等を実施している。 ・また、毎年、漁協の監督行政庁である都道府県庁に対してヒアリングを実施し、適正取引に係る問題等が発生していないか確認しており、独占禁止法遵守の取組が不十分な漁協がある場合は、適切に指導するよう、注意喚起を行っている。 <u>○森林組合</u> ・公正取引委員会等からの要請を受けて、価格転嫁や下請取引の適正化等についての要請文書を団体に周知した。 ・全国の都道府県森林組合連合会の役職員が参集する会議において、独占禁止法に違反する行為が行われないよう注意喚起した。 ・公正取引委員会の緊急調査で独占禁止法違反となるおそれがある行為が認められた森林組合の事例について、全国団体を通じて事業者へ情報提供し、注意喚起した。	<u>○農業協同組合</u> ・農業分野における独占禁止法等に係る説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、独占禁止法遵守への理解が深まったと回答した者は参加者全体の約9割であり、一定の効果があったと考える。 ・一方、法遵守の管理体制が不十分な組合等が見受けられることから、全国団体等と連携して改善を促していく。 <u>○漁業協同組合</u> ・ガイドラインの内容について、漁協系統内で継続的に研修会等の機会を通じて周知・浸透に取り組んでいるとのことであり、また、現在まで独占禁止法等に係る重大な不祥事件は発生していないと認識していることから、一定の効果はあるものと考えている。 ・一方で今後、独占禁止法等の違反に発展する危険性のあるような回答も一部に見受けられることから、継続的に取引適正化に向けた周知の徹底や確認を行っていくことが必要。 <u>○森林組合</u> ・回答結果では、価格転嫁はおおむねできており、取組の効果が一定程度あったものと考えられるが、取引価格についての明示的な協議の実施や法遵守に向けた内部管理体制など、対応が不十分と考えられる項目が認められることから、引き続き事業者への情報提供や要請が必要である。	<u>○農業協同組合</u> ・組合等において独占禁止法等の遵守に向けた取組がされるよう、公正取引委員会や都道府県、全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に改善を促す。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。 <u>○漁業協同組合</u> ・引き続き取引適正化に係る施策等の周知の徹底や、都道府県ヒアリングを実施する。 <u>○森林組合</u> ・取組が不十分と考えられる項目（取引価格についての明示的な協議の実施や法遵守に向けた内部管理体制など）に重点を置きつつ、価格転嫁や下請取引の適正化等について引き続き事業者への情報提供や要請を行う。